

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和6年12月5日（木）

午前10時0分～午後6時2分

（休憩 午後0時2分～午後1時1分、午後1時28分～午後1時40分、

午後3時16分～午後3時28分、午後5時32分～午後5時33分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、岩崎友一委員、川村伸浩委員、
工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

高橋こうすけ副委員長

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、

(2) 教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、
小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、

佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第3条第3表中

追加中 1及び2

イ 議案第12号 岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第13号 岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

(請願陳情)

ア 受理番号第35号 盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願

イ 受理番号第43号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書

の提出を求める請願

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第18号 公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に関し議決を求めることについて

イ 議案第19号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(請願陳情)

ア 受理番号第44号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第45号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

高橋こうすけ委員は、育児のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第7号)第3条第3表債務負担行為補正中、追加中1及び2、議案第12号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、議案第13号岩手県立平泉世界遺産ガイドセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 それでは、まず私から議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第7号)及び議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げまして、議案第12号及び議案第13号の当部が所管する公の施設を管理する指定管理者の指定の関係につきましても、担当の総括課長から御説明申し上げます。

それでは、議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第7号)のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案書(その1)の9ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正のうち、当部関係は事項欄1の指定管理者による公会堂管理運

営業務と事項欄2の指定管理者による平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営業務であり、これは後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連して期間及び限度額をそれぞれ定めようとするものであります。期間につきましては、いずれも令和6年度から令和9年度までとしようとするものであり、限度額につきましては1の公会堂管理運営業務は6,600万円、2の平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営業務は2億2,300万円に設定しようとするものであります。

続いて、議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その3）の7ページをごらん願います。第2款総務費4億5,398万2,000円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費1,431万7,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書21ページをごらん願います。第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第1目文化スポーツ総務費の右側説明欄の管理運営費、次の第3目スポーツ振興費の右側説明欄のスポーツ医・科学サポート事業費は、給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

補正予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定に関する議案について担当の総括課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○和田文化振興課総括課長 続きます。文化振興課が所管する2施設の公の施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明いたします。

関連する議案は、議案（その2）46ページの議案第12号及び47ページの議案第13号でございます。以下、個別の施設ごとの指定管理者指定関連議案について、便宜、お手元に配付している資料により順次御説明をいたします。

初めに、岩手県公会堂について御説明いたします。お手元に配付しております資料、岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了する岩手県公会堂の指定管理に関し、①指定管理者の指定、②債務負担行為の設定について、議案の議決を求めらるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。委員4名で構成する岩手県公会堂指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は、次のとおり、都市計画に関する学識経験者、建築に関する学識経験者、財務分野、施設利用者の方々に委嘱しております。選定委員会は、7月29日、9月24日の2回開催しております。

(2)の募集及び申請受付期間については、募集要項を8月7日から配付し、申請書は8月7日から9月9日まで受け付けております。この間、県のホームページに掲載して周知を図ったところでございます。

(3)の申請団体数につきましては、1団体でありました。

(4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5)の審査結果についてですが、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力等の観点から、採点基準に基づき各委員が採点し、審査した結果、第一商事株式会社、学校法人龍澤学館、株式会社アイ・ビー・シー・開発センターを構成団体とするグループが指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、3の(3)のとおり、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

続いて、平泉世界遺産ガイダンスセンターについて御説明をいたします。配付資料、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者指定関連議案についてをごらんください。まず、1の提案の趣旨についてであります。現在の指定管理期間が令和7年3月31日をもって満了する岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理に関し、①指定管理者の指定、②債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。委員5名で構成する岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定委員は、表のとおり世界遺産平泉に関する学識経験者、類似施設の管理運営者、学芸分野、観光分野、行政分野の方々に委嘱しております。選定委員会は、8月1日、9月25日の2回開催しております。

(2)の募集及び申請受付期間については、募集要項を8月5日から配付し、申請書は8月22日から9月4日まで受け付けております。この間、県のホームページに掲載して周知を図ったところでございます。

(3)の申請団体数につきましては、2団体でありました。

(4)の選定方法は、選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5)の審査結果についてですが、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力等の観点から、採点基準に基づき各委員が採点し、審査した結果、アクティオ株式会社が指定管理者候補者として選定されました。

指定期間は、3の(3)のとおり、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としようとするものであります。

4の債務負担行為限度額については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 議案はそれぞれ審議してください。議案第12号と第13号がそれぞれありま

すので、ごっちゃにしないで議案ごとに審議というのが原則だと思いますので、そのように審議を進めていただきたい。

○上原康樹委員長 ただいま斉藤信委員から質疑の方法について、分けてとの御発言がありました。委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○斉藤信委員 いや、私、原則をお話ししたので、議案ごとに審査となっているでしょう。今までやっているけれども、こんなごっちゃにした審議は初めてだ。だめですよこんなの。

〔「進行してください」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 それでは、斉藤信委員の御発言を受けて、まず議案第12号について質疑を受け付けたいと思います。質疑はございませんか。

○岩崎友一委員 私は、議案第12号も第13号も絡むのですが、2点。

指定管理の指定期間に関して両方とも3年間ですが、ふれあいランド岩手なんかはもっと指定期間が長いと思うのですけれども、期間設定の基準がどうなっているかというのが1点。

それと、債務負担行為に関して、今回限度額を決めていますが、多分いろんな指定管理も委託契約もそうだと思うのですけれども、毎年賃金が上がっている中で、最初にとったけれども、合わない云々というような話も聞こえてくるのですけれども、その辺は限度額の中にしっかりそれも含まれているのか。含まれていないとすれば、給与に反映した場合には限度額を上げるというような考え方なのか。その辺の整理をお聞かせください。

○和田文化振興課総括課長 指定管理期間についてであります。県の基準では3年から5年と定められております。このたび、公会堂について5年から3年に変更した理由としては、そんなに遠くない時期に大規模改修が必要な時期も来るのではないかとということもございまして、3年間という短い期間で設定した経緯がございます。

ガイダンスセンターにつきましては、今回2年間から3年間に延ばすということで、開館からまだ3年という短い状態にある中で、管理、施設運営のノウハウであるとか、入館者数の今後の推移の見込みであるとか、なかなか立てづらいというところもございまして、まずは今回3年間と設定したところでございます。

債務負担行為の限度額に人件費がどのように含まれているかということですが、このたびの上限額を設定するに当たり、人件費は人事院勧告等の上昇率をしっかりと上乗せして計上していますので、その金額で積んでおります。それ以降の年にまた少しずつ上がっていくというときは、賃金スライド制度もございまして、今年度に関してはしっかりと上乗せして計上し、その後変動があった場合には適宜、賃金スライド制度などで見直していくという形で予算を積んでいるところです。

○岩崎友一委員 賃金スライド制度は令和7年度分の契約には含まれているけれども、令和8年度以降はそこまで反映されていないと。今年の最低賃金が上がったのは59円でありました。人事院勧告なんかも含めて来年以降に大幅な上昇があった場合には、スライドに合わせて賃金を上げると。それが債務負担行為の上限額を超えた場合には、また上限を上乗せ

というか、変更するということによろしいのですか。

○**新沼副部長兼文化スポーツ企画室長** 指定管理者の指定管理料につきましては、一旦ここで限度額を設定させていただいておりますが、やはり社会情勢の変化によって指定管理者の負担がふえる可能性がございます。今回令和7年度分について、新しく期間が始まりますので、その分の人件費についてはあらかじめ人事院勧告等の勧告率等を踏まえて前期から上乘せして積算をしております。あと、諸経費、物価高がありますので、その辺もこれまでの実績を踏まえて今回の期間を積算して、一旦今回限度額を設定させていただきました。

ただし、令和7年度以降、新しい指定管理期間が始まったときに、やはり人件費が上昇したということであれば、今回管財課で新たに設けた賃金スライド制度が導入されており、そこで上げる上げないというのを財政当局等含めて協議しますし、さらに物価が上がって、光熱水費も見ていたよりもふえるということであれば、そこはやはり財政当局や指定管理団体とも相談しながら、指定管理団体の負担がないように、その辺を連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 今の説明の中で、公会堂の大規模改修の計画があるので、指定管理の期間を5年から3年にしたということですが、これはいつ頃からどういう計画ですか。

○**和田文化振興課総括課長** 具体的な計画というものはまだないのですが、基本的にはいろいろ老朽化によって修繕が必要なところがございますし、施設の保存管理計画というものもしっかり定めながら、今後の見通しを立てていくという計画にしております。それをそんなに遠くないうちにしっかりつくって、そこから工事あるいは設計という予定としておりましたので、その時期がまだ固まっていないという中で、まずは3年としたところがございます。

○**斉藤信委員** 大規模改修は、恐らく指定管理外の県負担でやるということになると思うのです。日常的な修理の範囲は指定管理に入っていると思うけれども。だから、5年から3年に変更するというのは何かもっとしっかりした根拠があればいいのだけれども、一度5年にして、また3年というのは、受ける側にとってみたら、見通しが立たないのだと思うのです。だから、もう少し大規模改修の計画を聞けば、まだはつきりしないということでは、ちょっと説得力を欠くのではないのでしょうか。

それと、今、岩崎友一委員が賃金スライド制度、私もこれを聞こうと思っていたのですが、これも、これは指定管理の契約の中にきちんと位置づけられているのですか。賃金スライド制度をやりますよというのは、契約の中に明記されているのですか。

○**和田文化振興課総括課長** 今の契約、仕様書の中には、賃金スライド制度のことは明記はしておりません。

○**斉藤信委員** たしか9月定例会で、来年度の指定管理から賃金スライドをやりますよと、これは議会での答弁です。だから、来年度から実施する指定管理については、私は賃金スライド制度をきちんと明記した契約にすべきだと思うのです。でなければ、これは恣意的になるわけです。契約上の義務がないのだから。これは、やはり契約上できちんと明記すると。

もう一つ、賃金スライド制度の基本的考え方というのも、今、副部長から説明があったけれども、基本的には賃上げの場合は人事院勧告が基準になるのか。あとは、物価上昇分について、これは年度年度で物価上昇率というのが出るわけだから、これは現状に見合っということになると思うのですけれども、そこは明記されたものはありますか。賃金スライド制度の考え方、基本みたいなものが。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 新しい指定期間に係る契約については、斉藤信委員御指摘のとおり、少し制度も変わってきていますので、管財課ともよく相談しながら、どういうふうに正しく盛り込むべきなのか、そういったところを確認させていただきながら、調整して進めていきたいと考えております。

あと、指定管理者の賃金スライド制度につきましても、管財課で9月に新しく設けた制度で、具体的にどういうふうにそれを契約とかに落とし込んでいくのか、どういう条件なのかというのは、まさに今、令和7年度予算とかの関係もありますので、調整するところでありますので、大変申し訳ありませんが、その辺も含めて調整して、指定管理者に御迷惑がかからないような形で進めさせていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 私は、まず基本的には賃金スライド制度を明記するというだけでやっていただきたいし、これはいわゆる限度額とは別枠ということでよろしいわけですね。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 当然限度額は決めさせていただいておりますが、それを超えるということになれば、やはり補正予算ということで、その年度で予算を増やしていく必要があるかと思っておりますので、ある意味別枠といいますか、それはその外という理解でおります。

○斉藤信委員 県公会堂の指定管理者は、基本的には今と同じ指定管理者になると思いますが、この間の実績、今期の実績、利用者がふえたのか、新しい事業をどうやったのか、そういうことをちょっと示してください。

○和田文化振興課総括課長 県公会堂の利用者の状況でございますが、利用者数ということで捉えてはおりませんで、施設の利用率という形で把握しているところでございます。令和5年度は、施設の利用率が43.4%という状況になっております。

それから、新たな取り組みというところだと、地域の方々とつながりを強めるような、そこで人が集まるような取り組みをスタートさせたということは聞いておりますし、自主事業としましても、ピアノキャンペーンとあって、大ホールの予約がない日にグランドピアノを活用させるといった取り組みをして、施設の利用率を上げるといったことを新たに令和5年度から始めたと聞いております。

○斉藤信委員 管理運営計画を見ますと、次期の目標で大ホールの利用率は30%、会議室の利用率は60%となっているのですが、今の43.4%というのはどういう利用率なのか。一緒にした利用率ですか、それとも別々の利用率ですか。

○和田文化振興課総括課長 43.4%というのは、全部一緒にしたものでございます。大ホールは13.2%、会議室は47.4%、それからギャラリーは9.2%ということで、平均して全体と

して43.4%という状況になります。

○**斉藤信委員** この期間は、ちょっと新型コロナウイルス感染症の時期とぶつかった期間ですから、そこはよく考慮しなくてはならないと思いますが、次期計画では新たにどういうことが盛り込まれていますか。

○**和田文化振興課総括課長** 新しい取り組みということで、文化とまちづくりをキーワードにした岩手県公会堂クラブと称する、地域交流の場を設置するというを提案として掲げられております。

それから、初めて訪れた方へ向けたパンフレット、観光ガイドの配付といったことも実施すると伺っているところです。

○**斉藤信委員** 管理運営計画の最後に職員配置計画書があります。正職員がわずか2人なのです。そして、いわゆる非正規職員が6人と。館長、統括責任者は非正規職員なのです。こんな体制でうまく進むのでしょうか。何で責任のある館長、統括責任者が非正規職員なのでしょうか。

○**和田文化振興課総括課長** 館長につきましては、統括責任者と館長、不在のときは双方が補い合いながら、これまでも運営を続けてきたという経緯もございます。これでうまく回るのかといいますと、これまでもこういった形での運営をしてきているということで、これまでと同様にしっかり管理ができるものと認識しております。

○**斉藤信委員** 県の歴史のある施設です。さっきも紹介したように、正職員は2人なのです。非正規職員が6人と。指定管理の最大の問題は、そういう非正規雇用を拡大するということに問題があるのではないかと思います。館長、統括責任者というのは、責任ある職です。そういう人たちが非正規職員という、組織のあり方からいったら、あまり考えられない。結局正職員というのは業務主任です。もう1人は事務員A。業務主任が実質の業務の責任者みたいな体制は本当にこれでいいのかと。

非正規職員の実態を見ますと、運営Bという運営全般の人なのですけれども、時給952円でこれは最低賃金です。あとは事務員B、Cが時給960円、もう最低賃金ぎりぎりです。これは、県営の施設で働く労働者としては、あまりにも貧困なのではないでしょうか。これは皆さんが指定管理料を低く設定しているために、こうなっているのではないのでしょうか。最低でも例えば時給1,200円にするということがあっていいと思うのだけれども、県営施設で最低賃金ぎりぎり。

年間ベースでちょっと比較してほしいのですけれども、令和5年度は年間の指定管理料はいくらで、次期は年間いくらなのか、いくらふえているのか示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 第6期の指定管理料の上限額は1,921万3,000円となっております。令和7年度につきましては2,177万1,000円が上限額となっております。

○**斉藤信委員** ふえた分の理由は何ですか。

○**和田文化振興課総括課長** 人件費等の増額分でございます。

○**斉藤信委員** 人件費等は先ほどの説明だと物価高騰分も恐らく見られているのだと思う

けれども、それで最低賃金です。指定管理者制度というのは安上がりに管理運営させるというところでいいのかと、そこで働く人たちの安定した雇用をやはり保障するというもう一つの考え方があっていいのではないかと私は思うけれども、これは部長に聞きましょうか。こんな最低賃金に張りついたようなことでいいのでしょうか。

○小原文化スポーツ部長 業務体制を築く上で、我々の必要な業務に応じて必要な体制を取り、それに応じた賃金を組んで、そこを限度額としてお示しをしているところであります。指定管理業務につきましては、さらにその上にさまざまな創意工夫を凝らして、管理を受けた委託事業者が直営ではないよさを発揮しながら運営してもらおうということが大事な点だと思っておりますので、今回このような賃金設定になっておりますが、実際に運用するに当たって、どのような実態となっているか、あるいはそれが今後上昇していく可能性のある人件費にうまく対応できるのかといったところはしっかり、つぶさに見て対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 時間給の職員が3人いて、1人が952円、あと2人は960円と。この違いも何か根拠があるのか。職員配置計画を見ますと、952円の最低賃金の人は所定労働時間が1,248時間です。960円の人は864時間と768時間です。長く働いている人が安いのです。これはまた何か理由があるのですか。

○和田文化振興課総括課長 実際に配置される方がどういった業務を担うのか、あるいはどういった年齢なのかというような情報までは、現時点ではまだ我々もこの違いにつきましては十分に把握しておりません。

○斉藤信委員 これで終わりにしますが、私は結果的には本当に県営施設の管理運営を安上がりに委託する、こうした計画になっているのではないかと思います。例えば会計年度任用職員並みに非正規職員もやるとか、そういう考え方があってしかるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○和田文化振興課総括課長 県で積算をする際には、一般職員の賃金と会計年度任用職員という形で組み合わせて積算をしているところもございます。ただ、運営する指定管理者でより効率的運営というところで、こういう提案を頂戴していると認識しているところもございます。

○新沼副部長兼文化スポーツ企画室長 斉藤信委員御指摘の官製ワーキングプアでございますが、いずれ我々のほうでは一応積算をしますが、やはり指定管理者の自由な、ある程度の範囲内で効果的、効率的な運営をするというのが指定管理者制度の趣旨でございます。一方、それで管理運営がおろそかになっては元も子もありませんので、そういったことから、管理運営状況につきましてはきちんと毎年報告をいただいてチェックをすることになっておりますので、そういう中でどういう運営がされているのか、実際の運営状況についてヒアリングも重ねながら、改善できるところは改善する等、その辺は指定管理者と調整しながら、支障がないように努めていきたいと考えております。

○工藤大輔委員 私も同様のところが気になっていたのですけれども、まず公会堂と平泉

世界遺産ガイダンスセンターは施設の形態が違うので同様に見てはならないと思いますけれども、時間給においてかなり大きな差があると。片や1,500円、片や952円程度の賃金という点と、もう一点はやはり責任者となる方が正職員でなくていいのかというところが気になります。勤務実態を見ますと、館長は所定の労働日数を見れば週2回勤務かと思います。統括責任者は252日で他の正職員と同様にもかかわらず非常勤です。さらに言えば、この方は統括責任者ということで、業務主任よりも重い役割を担っているというのがうかがえるわけですが、何かあった際等のさまざまな責任の所在において、そういった通常週5日出ている方が非常勤でいいのかということ。この場合の組織体制、どのような形で責任等を明確化しながらその役割を果たしているのか、お伺いします。

○和田文化振興課総括課長 まず最初に、公会堂と平泉世界遺産ガイダンスセンターの単価の違いを答弁申し上げますと、ガイダンスセンターはやはり解説業務であるとか、学芸的業務を担わせるところもありますので、スキルが必要な部分があって単価は高くなっている傾向にあると認識しております。

それから、館長は常勤のほうがやはり管理体制として適切だという、当然そのようなお考えにもなるかと思えます。ただ、指揮系統がどのようになっているかということも、提案書でしっかり配慮された提案がなされていたこともございます。そして、これまでの実績もあって、そういった管理体制の下に、非常勤でも何かあれば館長がしっかり対応するという組織体制だと我々も認識しているところでございます。

○工藤大輔委員 館長は週2日なので、そういった役割がそれぞれあると思えますし、あとは週5日、実質正職員と同じような形で出ている方が非正規職員ということにもやはり違和感を感じております。できることであれば、毎日出ている方がしっかり管理責任を負う。役職にある方は、正職員としてその責任を果たされながら業務を遂行していくということが、よりよい組織体制ではないかと思えますので、その辺については今後また考えていただきながら、よりよい方向を模索していただきたいと思えます。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

○斉藤信委員 私は、結論的にはこれに反対します。

賃金スライド制度を来年度から実施するということは評価いたしますけれども、職員配置計画はやはり責任ある体制になっていない。そして、非正規職員の3名は、ほぼ最低賃金に張りついた状況になっていて、県が締結する契約に関する条例というのがあるのですが、私は適切ではないと思うのです。残念ながらこの条例には賃金条項まではっきりしていませんけれども、公契約条例を制定した趣旨は、県が発注する事業において、適正な賃金を確保するということなのです。だから、県が締結する契約に関する条例にも反するのではないかと。

一番の問題は募集する際の条件、そして限度額、この制約があるから結局こういうことになると思うので、県が設定する限度額についても適正な賃金が保障されるものに見直すべきだと思います。賃上げと言っても、お膝元の県が発注する県営施設の管理運営に関わる方々がこういう低い賃金、貧困な状況では、私はやはり見直すべきだということを述べて討論といたします。

○上原康樹委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○小西和子委員 まず、今年度までどこが受託されていたのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 今年度まで受託されていたのは、岩手県文化振興事業団でございます。

○小西和子委員 平泉世界遺産でございますので、岩手県文化振興事業団が責任を持ってこれまで管理運営してきたわけなのですけれども、今回はアクティオ株式会社、どういう団体かちょっと私もよく把握しておりませんが、この団体できちんと役目を果たせるのでしょうか、非常に心配です。

○和田文化振興課総括課長 次期指定管理候補者であるアクティオ株式会社でございますが、東京都に本社を置いておりまして、昭和62年に創業している会社でございます。全国の博物館や展示施設等146施設の指定管理、それから43件の業務委託の実績がある会社ということで、県内では令和6年度から大船渡市のリアスホールの指定管理を受託しているところなんです。多数の指定管理実績があるということで、指定管理者候補者に選定されたと考えております。

○小西和子委員 岩手県文化振興事業団が手を挙げなかったということは、管理料について、これではやっていけないといったようなことがあったのだと思いますけれども、その辺りはどのように捉えていますか。

○和田文化振興課総括課長 岩手県文化振興事業団が手を挙げたか挙げなかったかという情報については、非公表という形になっておりますので、そのことについてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○小西和子委員 私が大変心配するのは、平泉世界遺産ガイダンスセンターに訪れる方々

の中には、非常に歴史云々に詳しい人たちが来られるやに聞いておりますし、そのときに学芸員に話を聞きたいという方も中にはいらっしゃるそうです。仕様書の中には、学芸員を配置するということが明記されております。職員配置ですけれども、この辺りはどうなのか。

○和田文化振興課総括課長 小西和子委員の御発言にありましたとおり、指定管理者の募集要項では、学芸員資格または学芸員に相当する職員1名以上配置するということを求めています。今回応募のあったアクティオ株式会社の申請内容では、平泉、藤原氏の研究者リストの中から学芸員を配置する旨、提案されているところでございますし、さらに社内にガイダンスセンターをバックアップする4名のチームを編成しまして、年間を通じて事業の構築、あるいは日程を考慮したバランスのよい事業運営を実施するということが提案されているところでございます。こうした体制を含めて、学芸業務はしっかり円滑に実施できるものと認識しております。

○小西和子委員 文化芸術振興審議会の委員の中からも、非常に心配であると、にわか勉強で済むものではないといった声が上がっているやに聞いております。今まで携わっていた学芸員の派遣等は考えているのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 現時点では、まだどういった人員体制になるかというのは決定しておりませんので、御質問にはお答えすることができない状況でございます。

○小西和子委員 そこが関係者も非常に心配しているところでございますので、県内、県外、大変歴史に詳しい方々が訪れることも多いかと思っておりますので、きちんと説明できる方、学芸員を含めて、そういう方をきちんと配置することを求めます。

一関市の理事の女性は、経費が削減されると大変お粗末なものになるのではないかといいことも心配されておりますので、さまざまな事情で経費が削減されたわけですけれども、そのようなことのないように、胸を張って、県の世界遺産の第1号でございましたので、そういうことを要望しながら、アクティオ株式会社の活躍を期待したいと思いますけれども、今までにない提案が何かあったのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 やはり提案してくださる皆様は、入館者数を増加させたいという意向の強い団体が多くございました。そういう中で、集客に向けた企画、例えば収蔵庫のバックヤードツアーであるとか、図書コーナーといったところも利活用する、それから子供展示解説員を育成する。高い集客を図って、さらにアカデミックな集客のバランスを考慮した企画展示にするといったところをポイントとして掲げて提案いただいております。

○小西和子委員 入館者数をとにかく増やしたいという思いが、以前にも説明していただいたのですが、伝わってまいりました。ぜひこの指定管理者がうまく機能するように、バックアップしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○飯澤匡委員 今度新規で民間会社の方が任されるという御提案でしたが、審査の内容については県民の平等な利用の確保、設置目的を効果的かつ効率的に達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から点数化して、選定委員会が決めていくということです。

それで、私はちょっと問題提起をさせていただきたいのですが、追加登録を含め、世界遺産についてはまだかちっと資産が固まっていない状況にあるわけで、そうしますと県や町からも、しっかりと弾力的に情報を得ながら展示等も変えていくという柔軟性が求められると思うのです。あくまで想像でしかないのですけれども、これまで岩手県文化振興事業団についてはそういう経緯も分かっていますから、対応できているのではないかと思うのです。今、答弁にもありましたけれども、平泉世界遺産ガイダンスセンターはただ単に集客を求めるといって、数だけを追っていくのではなくて、平泉文化のありようを、いわゆる浄土思想に基づいた文化的施設だということが世界遺産として認められたわけですから、世界遺産の縄張はいろいろまだ議論があるわけで、まだ決定はしていないのだけれども、この点にもじませて、しっかりと事実を情報発信するというのも大事ではないかと思うのです。その点の行政機関との情報のやり取りのあり方はどのように審査の対象になったのか、経過について説明してほしいと思います。そういう観点で審査の対象になったのかならなかつたのかを示していただいて、それを統括する文化スポーツ部では、運営者に対してこれからどういう指示、示唆をするのか基本的な考え方を示していただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 アクティオ株式会社の申請には、できるだけ地元の平泉文化に詳しい方を雇用してガイダンス施設に配置したいという意向もございました。さらに平泉世界遺産ガイダンスセンターでは、部屋は違いますけれども、柳之御所担当の職員も一緒に仕事をしておりますので、そういったところで文化の価値というものはしっかり共有できるものと認識しておりますし、アクティオ株式会社が地元の平泉のことをよく分かっている方を採用していくという方向性を踏まえまして、指定管理者選定委員会でもそういうことであればということで選定された経緯があると認識しております。

○飯澤匡委員 まだ私の質問の趣旨を十分に酌み取っていただけないのはちょっと残念なのですが、双方向で情報をやり取りする体制のあり方というのは大事なことなのです。契約された方は、意欲を持ってやるということで選定されたと思うのですが、その方向性を間違ってしまうと、これはあらぬ方向に行ってしまうのです。流れというのはあるのです、今までの選定された経緯であったり。これからどうやったら拡張するのか、どうやったら整備をするのかということも、今はまだ議論中です。そういう内容を理解した上で、運営に携わってもらわないといかんわけですが、その点については懸念がないのか、そこをちょっと教えてください。

○和田文化振興課総括課長 そのためには、やはり引き継ぎが非常に大事だと思っております。引き継ぎを丁寧にやることということと、県でも平泉町、一関市、奥州市などとアクティオ株式会社とのつなぎ役を担いながら、専門的な部分をしっかりと引き継げるような形でやっていくように、そして引き継ぎが終わっておしまいということではなく、我々世界遺産担当でも推薦書を書く職員がおりますので、詳しい職員も間に入って、価値普及をしっかりと維持していけるような、平泉世界遺産ガイダンスセンターを目指してまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 わかりました。

では、最後にしますが、いろんなことにトライするのはいいことだと私も一方で思いますが、課長が言ったそれは誰がやるのですか。どこの課が責任を持って、その点をちゃんとつなぐということなのか、ここを明確に示してください。

○和田文化振興課総括課長 文化振興課でしっかり引き継いでまいりたいと思います。

○飯澤匡委員 いずれ運営主体が変わると、いろんなものが出てくるわけです。こうではなかったとか、ちょっとおかしいのではないとか。そこは基本に立ち返って、すぐ軌道修正できるように、しっかりと俯瞰した管理をするのであれば、賛成をしたいと思います。最後に部長のコメントをお願いします。

○小原文化スポーツ部長 これまでの経緯もごさいます。それから、平泉については、最大の課題であります柳之御所の拡張登録という問題もあります。これまでも平泉の文化遺産の理念や価値普及、拡張登録に向けた取り組みなど、平泉世界遺産ガイダンスセンターは深い知見を持っていること、広い人的ネットワークを有しているということがあります。それがしっかり引き継がれまして、業務が滞りなく運営されていくように、例えば県で館長を置いていますけれども、引き続き館長の置き方については検討してまいりたいと思いますし、そういったことも含めて、円滑に引き継ぎが行われますよう、対応してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 債務負担行為限度額が2億2,300万円、年間で7,400万円程度ということになっていますが、これまではどうだったのですか。

○和田文化振興課総括課長 上限額につきましては、令和6年度が6,709万3,000円、令和7年度につきましては、7,421万9,000円となっております。

○斉藤信委員 2団体が申請して、アクティオ株式会社になったということですが、今まで岩手県文化振興事業団がやっていて、何で岩手県文化振興事業団にならなかったのかと、私もちょっと疑問で関係者に聞きました。採算が取れないということなのです。岩手県文化振興事業団が今までやってきて、この計画では採算が取れないという、だから申請もしなかった、現地説明会までは行ったということです。これ私は、同じなのだと思うのです。どの団体がやっても、真面目にやったら採算が取れない、そういう仕様書だったのではないのかと。その点で、岩手県文化振興事業団の人員体制はどうでしたか。

○和田文化振興課総括課長 センター長が1名、そのほかに学芸員が1名、事務を行う職員が2名、そして受付や解説員を担う職員が4名おりまして、全部で8名の体制で運営しておりました。

○斉藤信委員 正規、非正規職員の区分は分かりますか。

○和田文化振興課総括課長 うち4名が正規職員です。

○斉藤信委員 職員配置計画を見ますと、センター長、副センター長、職員2名が正規職員で、受付、その他が非正規職員になっています。これは、半日勤務のようですから、ちょっと人数の関係は簡単ではないのですけれども。

そこで、業務内容を見ると、学芸員というのはどこにいるのか。学芸員はどなたが配置になっているのですか。

○和田文化振興課総括課長 学芸業務を担うのは、副センター長と正職員の2名が分担して担うと聞いております。

○斉藤信委員 これは、学芸員の資格を持った人ということですか。

○和田文化振興課総括課長 学芸員の資格の有無というのは、学芸業務に相当する業務に従事した方も今回、ちょっと幅広に配置用件としておりますので、必ずしも学芸員ではない方もいらっしゃると思います。ただ、学芸員資格を持っている人が1名と当時は伺っておりました。そのほかに、学芸業務の経験をしたことがある方が2名という説明を受けているところです。

○斉藤信委員 学芸員の資格を持っている人は1名ということですね。職員配置計画を見ると、恐らく事業企画を担当している職員ではないかと思われま。平泉世界遺産ガイダンスセンターというのは博物館に準じる施設で、世界遺産に関わる大変重要な文化遺産を保有し、そして展示する。研究はまた別だと思えますけれども、そういう意味では本当に文化的にも大変重要な施設になる。もう一つは、平泉世界遺産の観光の拠点、ゲートウエーという役割も持つのだと思うのです。

そういう意味でいくと、それにふさわしい博物館に準じた体制でしっかりと、さまざまな観光客にも興味関心の深い方にも応えていくという体制が必要なのではないかと。そういう点では、極めて貧困な、安かろう悪かろうの体制になっているのではないかと思います。だから、苦し紛れだと思うのですけれども、学芸員のグループが補助しますなんていう体制になっているわけです。しかし、たまに来るような人で対応できるものではないのです、博物館なのですから。そこでしっかりと平泉の世界遺産について説明もできる、そういうような体制でないと、これはうまくいかないし、位置づけがあまりにも低過ぎるのではないかと思います。

それで、利用者数がこの表にもあるのですけれども、これまでの実績を見ますと令和3年度が6,657人、令和4年度が2万5,347人とふえているのです。そして、令和5年度は1万6,147人に減ったと。令和5年度から利用料金を取ったわけですね。この影響があったのだと思いますが、そういう中で毎年6%利用者を増やしていくという計画なのですけれども、利用料金を取ることにしたのは、どこでどういう判断をしたのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 令和4年度の平泉世界遺産ガイダンスセンターの維持管理費は、柳之御所遺跡から発掘された遺跡が多く保管されていることもあって、24時間空調設備を稼働させなければならぬため、電気料金も高いということもございましたし、運営に当たって財源の確保という意味ではなかなか難しい部分もあり、やはり入館する場合は原則的に入館料を取るということを踏まえれば、しっかりと取って、指定管理者制度を導入することで、入館者を増加させることによる指定管理者のインセンティブを働かせ、より多くの人に利用していただくという考え方の下に料金収入と指定管理者制度の導入を併せて行った

経緯がございます。

○**斉藤信委員** 実は、この平泉世界遺産ガイダンスセンターを開設するときに、けんけんがくがく議論になったのです、この料金の問題は。私は、取るべきだと主張しました。それだけの文化的価値があるのだから、取るべきだという議論したのですけれども、取らないことになったのです。それが令和4年度に1年間やって、突然料金を取るようになったと。だから、その経過は極めて不明瞭なのです。私がさっき聞いたのは、どのレベルで、どこで、最初は料金を無料にしたのだけれども、取ることになったのかと。今の説明だと費用の問題です。費用が足りないから料金を取ろうという、ちょっと貧困な発想なのだけれども、そこを正確に言ってくれませんか。

○**和田文化振興課総括課長** やはり1年間運営したときの電気料等の費用が高いということは非常に大きくて、その中で解説員等もできるだけパートではなくてフルタイムで採用したいというようなやり取りをしている中で、しっかり人員を確保しながら運営をするのであれば、歳出がただふえるだけというところの判断もあったかと思います。そういうことを総合的に見まして、やはり料金は徴収していくべきだというところがあったかと思いません。

○**斉藤信委員** 平泉世界遺産ガイダンスセンターは県も関わっています。だから、センターとしての管理運営計画、施設のものではなくて、センターとしての管理運営計画は研究分野も含めてどういう体制でありますか。

○**和田文化振興課総括課長** まず、平泉世界遺産ガイダンスセンターは、先ほど申し上げましたとおり学芸員が1名おり、現状ではセンター長も学芸業務に詳しい方を配置しているという状況になります。加えて柳之御所遺跡担当の職員が2名同館に所属しておりますので、そういった方々が専門的な知見を持ち寄りながら運営をしているという状況になっております。

○**斉藤信委員** いや、だから管理運営計画、研究も含めて、ちゃんとそういう管理運営委員会みたいなものもあるわけでしょう。研究分野もあるわけでしょう。県が受け持っている部分というのはどうなのですかと聞いているのです。

○**和田文化振興課総括課長** 研究部門につきましては、文化振興課の中に柳之御所担当、世界遺産担当もおりますし、現地でも発掘作業をやっている職員もいるということで、専門委員会、拡張登録に向けた協議会を設置しておりますので、そういった中でセンターを含めながら拡張登録に向けて取り組むということと、価値普及を一層拡充していくというような議論を併せて実施しているものでございます。

○**斉藤信委員** 指定管理というのは施設の管理運営ですよ。しかし、平泉世界遺産ガイダンスセンターというのは、遺跡の保存、研究もあるわけだから、これは県が直接責任を持ってやっているのだと思います。だから、ガイダンスセンターを運営する管理運営委員会というのがあるのではないかと私は思っているのですが、違いますか。そして、料金を取ると決めたのは、ここで決めたのではないのかと。違いますか。

○和田文化振興課総括課長 料金の徴収を決めたのは、そういった管理運営委員会ではなく、文化振興課等で検討して決めたものでございます。

○斉藤信委員 だったら、平泉世界遺産ガイダンスセンターを開設するときの議論は何だったのかと私は思います。料金問題は、けんけんがくがく議論したのです。それで取らないということでスタートしたのです。たった1年ではないですか。だとすれば、文化振興課で決めたという、そういうものなのかなと。それが全ての原因だとは思わないけれども、入館者数のがくっと減っているわけです。収入は欲しいというのも、それは理由です。しかし、併せてそういうふうに料金を取れば恐らく入館者も減るということも含めて、きちんと対策を取らなければならないのだと思うのです。

あとは、企画力なのです。県立博物館もしょっちゅう重要な企画をやっています。だから、そういう企画力がなかったら、もたないと思うのです。企画展示を企画する上で、県の学芸員が主体になるのか、指定管理の方々が主体になるのか、この関係も教えてください。

○和田文化振興課総括課長 原則として、指定管理の学芸員が主体になって企画をしていただくことになると思います。

○斉藤信委員 県の学芸員が主体となって。

○和田文化振興課総括課長 指定管理者です。

○斉藤信委員 だとすれば、私は、アクティオ株式会社の職員体制というのは極めて貧困だと思います、率直に言って。平泉世界遺産ガイダンスセンターがもったいない。そして、保存されているさまざまな遺産が積極的に活用されるべきだと思うし、そこに利用客を増やす鍵があるのだと思います。それにしても、極めて貧困な体制になっているのではないかと思います。

正規職員の4人以外はみんな非正規職員で、確かに時給では1,500円になっていますけれども、雇用保険なし、健康保険なし、厚生年金加入もなしと非正規職員はみんなこういう状況です。だから、公会堂もでしたけれども、やはり非正規職員の待遇があまりにも貧困なのでないかと思います。かなり問題があると。私は、岩手県の仕様書の段階で大きな弱点があったのではないかと思います。いずれにしても、この議案も私はちょっと賛成しかねる議案だということを述べておきたい。

○小林正信委員 入館者数の推移という話があったのですが、私も1回伺いさせていただいたのですが、雨だったからなのか何回も通り過ぎて、どこにあるのか分からなかったこともありました。近くに道の駅もあつたり、中尊寺から離れているということもあります。その辺りがゲートウエーとおっしゃっていましたが、ゲートウエーになっているのかどうかという点がちょっと疑問があると思います。例えば中尊寺とか道の駅から誘導するという議論が多分あったと思うのですが、誘導がうまくいっているのか、いっていないのか、その辺りが指定管理で議論があったのかどうか伺います。

○和田文化振興課総括課長 我々の仕様書の中でも、平泉世界遺産ガイダンスセンターが平泉のゲートウエーになるという施設だということをやっております。申請団体からは、

ゲートウエー機能をしっかり働かせるよう、周遊促進を図りたいという提案をいただいておりまして、そういう意味での議論はしっかりされてきたと考えております。

ただし、ゲートウエー機能ということになりますと、各史跡、遺跡、中尊寺、毛越寺といったところをどう回るルートをつくるかを相互に共有しながら考えていく必要があると考えておりますので、ゲートウエー機能は指定管理者だけに任せるのではなくて、県が主体となって一緒に考えていかなければならない課題だと考えております。

○**小林正信委員** ゲートウエーとは玄関とか入り口という意味があるわけで、その入り口にたどり着くまでに、どこに入り口があるのかちょっと分かりづらいというか、もう少し平泉世界遺産ガイダンスセンターがしっかり存在感を出して行って、そこが入り口になって、さらにいろんなところを周遊していくという取り組みが本当になされてきたのでしょうか。私もすばらしい施設だと思ったのですが、せつかく何年か運営されてきたと思うので、その辺りが今後の反省点なのかと私も思いますので、その辺りも留意して取り組みを進めていただきたいということと、入館者数が減った要因をどう分析しているのかも伺いたしたいと思います。

○**和田文化振興課総括課長** 令和3年11月に平泉世界遺産ガイダンスセンターが開館して、当該年度の入館者数は6,000人くらい、その次の1年間は無料だったので2万5,000人、そして有料となった令和5年度は1万6,000人と前年度から9,000人減っているという経過をたどっていて、要因としましてはやはり有料化が大きかったと思っています。そういったことも踏まえて、今年度はより多くの人に来ていただけるように企画展やこれと併せてイベントを行うなど、前半にいろんな集客を試みたところがございます。昨年度より入館者数が増加傾向にあるという中で、先ほど齊藤委員もおっしゃられたように、やはり企画力というもの是非常に重要と認識しておりますので、県でもできることがあれば、集客に向けて一緒に考えていきたいと考えております。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**齊藤信委員** 質疑の最後に述べましたけれども、私はやはり平泉世界遺産ガイダンスセンターというのは博物館に準じる極めて重要な施設で、この施設を管理運営する上では、残念ながら貧困な体制、財源にとどまっているのではないかと思います。

そして、新しい指定管理者の体制も、正規職員は4人ですけれども、学芸員は1人だけということで、十分な企画力を発揮することも難しいのではないかと。今まで岩手県文化振興事業団がやってきた以上のことを期待するのは難しいのではないかと感じます。

非正規職員の待遇も悪いですし、料金を途中で有料化したということも含めて、もっと県が知恵を結集して、本当に必要な体制、財源の裏づけも含めて考える必要があるのではないかと思います。残念ながらこの議案には反対せざるを得ない。

○上原康樹委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 これより採決いたします。

本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第7号）及び議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

○斉藤信委員 私は、指定管理者の議案には反対しますが、補正予算については全体の関連がありますから、これについては賛成いたします。

○上原康樹委員長 これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から第4期岩手県文化芸術振興指針（素案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○和田文化振興課総括課長 それでは、第4期岩手県文化芸術振興指針について御説明させていただきます。

県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてをごらんいただきたいと思えます。1、策定の趣旨についてですが、岩手県文化芸術振興基本条例に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、現行指針の取り組み状況や社会経済情勢の変化を踏まえた次期指針として、第4期岩手県文化芸術振興指針を作成するものでございます。

2、指針の適用期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

3、指針の位置づけについてですが、岩手県文化芸術振興基本条例に基づく文化芸術振興指針であるとともに、文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体の計画としても位置づけるものです。また、本指針は、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第3条の規定に基づく議決対象計画であり、同条例第4条の規定により、その策定過程の内容を今回報告させていただくものです。

4、策定のスケジュールですが、今後は、議員の皆様からの御意見やパブリックコメント

等の意見を踏まえまして、内容の修正や整理をした上で、県議会２月定例会において指針案を御審議いただく予定としております。

指針（素案）の概要について、資料１で説明させていただきます。それでは、１ページをごらんください。策定の方向性でございます。現行の第３期指針は、全面改定をして策定しておりますので、このたび策定する指針は社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な部分を改める形で策定するものでございます。

２ページをごらんください。指針の概要でございます。Ⅰ、岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等の１と３と４は、先ほど御説明したとおりです。

２、対象とする文化芸術の範囲でございますが、芸術・芸能、伝統文化、生活文化の３分野を対象としております。

３ページ、Ⅱ、岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識についてです。１、社会経済情勢等の変化として、（１）人口の減少と少子高齢化の急速な進行で、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されること、（２）東日本大震災津波からの復興の進展として、日本フィルハーモニー交響楽団との連携協定を締結したこと、（４）御所野遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録などを記載しております。

４ページ、２、県や国の動きでは、（１）県の動きとして、いわて県民計画第２期アクションプランの策定、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館、（２）国の動きとしては、文化観光推進法の制定、文化芸術推進基本計画（第２期）の策定などがございます。

文化観光推進法の制定や平泉世界遺産ガイダンスセンターの開館を踏まえ、施策の具体的な推進項目に世界遺産を活用した文化観光の推進を新たに追加するとともに、国の文化芸術推進基本計画（第２期）にデジタル技術を活用した文化芸術の振興が明記されたことを踏まえ、デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実も追加しております。

５ページ、３、施策の取り組み状況では、現行指針に掲げる具体的施策の取り組み状況について、指針の実績等を記載しております。第３期期間中は、鑑賞者数、催事数など、新型コロナウイルス感染症の影響が見られますが、おおむね復調の傾向が見られるところがございます。

６ページは、文化芸術に関する意識のうち、希望郷いわてモニターアンケートの結果を記載しております。令和元年度と大きく変わった項目は、アール・ブリュット作品を鑑賞したことがある、または言葉を知っていると回答した方の割合で、令和元年度と令和６年度を比較すると、31.8%から55.7%へ増加している状況がございます。

７ページは、関係団体との意見交換の概要を記載しています。市町村や文化芸術関係者との意見交換会では、少子高齢化による担い手不足、後継者育成、団体数の減少が課題、あるいは後継者育成に指導者育成や支援の視点が必要との意見がございました。

８ページの５、指針策定に向け踏まえるべき視点は、社会経済情勢等の変化や文化芸術に関する意識を踏まえ、課題感を明確にするために、このたび新たに追加したものでございます。

9 ページ、Ⅲ、基本的方向性についてですが、基本目標を豊かな歴史や文化を受け継いで県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる魅力あふれる岩手とし、以下の基本理念と現行の指針を踏襲しているものでございます。

10 ページに項目と取り組み事項の全体像を記載しております。取り組み事項のうち、新たに追加した部分と重点的に取り組む事項について御説明いたします。

11 ページをごらんください。1、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進についてです。(1)東日本大震災津波からの復興と復興の絆を生かした文化交流の推進は、日本フィルハーモニー交響楽団との連携協定を生かした取り組みなどを展開しようとするものでございます。

(2)世界遺産の保存管理・活用と拡張登録に向けた取り組みの推進については、柳之御所遺跡の世界遺産登録に向けて取り組むものでございます。(1)、(2)いずれも重点的に取り組むこととしております。

(3)世界遺産を活用した文化観光の推進は、新たに追加したもので、重点的取り組み事項としております。令和2年に文化観光推進法が策定されたことを踏まえ、三つの世界遺産への来訪促進、周遊促進や、平泉世界遺産ガイドセンターを拠点とした文化観光の促進を図ろうとするものです。

(4)民俗芸能の保存・継承の支援につきましては、無形民俗文化財数が全国1位という強みを一層生かしながら、重点的に取り組もうとするものでございます。

12 ページ、2、県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備についてです。(7)デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実は、国の文化芸術推進基本計画においてデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進などが明記されたことを踏まえ、本指針に新たな施策として盛り込むとともに、重点的取り組み事項としております。オンライン配信などのデジタル技術を活用した鑑賞機会の充実のほか、民俗芸能等の保存に向けたデジタルアーカイブ化などに取り組む内容としております。

13 ページ、3、日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信についてです。(3)文化観光の取り組みを生かした情報の発信を追加しております。三つの世界遺産や民俗芸能、漫画、文学など、本県の多様な文化資源の魅力の発信を強化することにより、人的・経済的交流の促進につながる取り組みを展開しようとするものです。

14 ページ、4、障がい者による文化芸術活動の総合的推進についてです。(1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援については、当部がアール・ブリュット巡回展等を実施してきたことも含め、認知度が高められたと認識しており、本県の強みとして取り組みを一層推進しようとするものでございます。

15 ページ、5、文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築についてです。(5)官民一体による文化芸術推進体制の構築は、体制の構築に向けた取り組みの充実を図りながら、新たに策定する指針においても、引き続き重点的に取り組むこととしたものでございます。

16 ページ、V、指針の推進では、1、多様な主体が参画した文化芸術の推進として、文化

芸術活動団体、学校・教育機関、市町村など多様な各種機関の役割を記載しております。

2、施策の評価では、施策の取り組み状況を年度ごとに評価すること、これを岩手県文化芸術振興審議会において審議いただくことなどについて記載しております。

指針（素案）については以上となります。なお、資料2として素案の概要、資料3として指針（素案）の本体を添付させていただきましたが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○岩崎友一委員 説明いただいた素案について、文化芸術振興は世界遺産も郷土芸能もさまざまあると思うのですけれども、やはりこれは観光とセットだと思うのです。当然、観光・プロモーション室とも連携しながら進めていかなければ、文化スポーツ部だけで完結しているようだと、やはり広がり期待できないと思っています。その辺の連携については恐らく記載がなかったように思うのですが、見解をお伺いします。

○和田文化振興課総括課長 指針の素案の策定に当たっては、やはり観光・プロモーション室との連携の重要性は我々も認識しておりまして、適宜、打合せをしている段階ですし、今後施策を実施する上で連携し足並みをそろえていくことについては双方合意の上ということも、記載はありませんけれども一緒になってやるという前提でございます。

○岩崎友一委員 私は、こういうふうに大きな部分で基本的な方向性なり方針をしっかり明記すべきだと思うのです。やはり欠かせないと思うのです、この連携は。今後しっかり連携して取り組むということが共有されているのであれば、きちんとこの計画にも明記した上で取り組むべきだと思います。これだけを見るとすごく小さな取り組みというか、文化スポーツ部だけで完結しそうな小さいイメージなのです。本当に振興を図っていくには、やはりインバウンドも含めた観光・プロモーション室との連携が必要だと思いますので、これしっかり明記していただきたいと思います。ぜひ御検討いただきたいと思いますが、部長、いかがですか。

○小原文化スポーツ部長 素案の32ページをごらんいただきたいのですが、施策の具体的な推進の中で交流の重要性は認識しておりまして、文化芸術を通じた交流の推進という項目を立てております。

具体的な作業といたしましては、観光や交流に関する各部局に入れるべき内容を盛り込んでいるところであり、相乗効果を生み出していくという視点を大事にして作成してまいりたいと思います。

○岩崎友一委員 私が言っているのは、基本的にしっかり連携をしていくという部分を、大きな視点を持って基本的な方針や方向性にしっかりと明記したほうがいいのではないかと、そのほうが分かりやすいと思うのですが、その辺についてぜひ検討していただきたいということをお願いしているのですが、よろしいですか。

○小原文化スポーツ部長 施策の連携をしていくということは各所にちりばめているかと思えます。文化芸術が本県の大事な観光コンテンツになっているということは重々承知し

ており、意見交換なり、連携による施策を進めていくことは、観光の推進計画でも盛り込んでもらっていますし、こちらでもしっかり盛り込んで進めていきたいと思えます。

○**工藤大輔委員** この施策の推進に当たって、インバウンドの回復であったり、ニューヨークタイムズ紙に盛岡市が紹介されたということで、ここ数年、県も引き続きその効果をさらに見いだそうと進めておりますけれども、特に本県の魅力、文化面において、多言語を有効に用いながらどのようにアプローチをかけていくのでしょうか。

特に民俗芸能、例えば神楽などは、日本人にもこれが何の場面なのか正直よく分からないのです。日本人にも分からないところをどのようにして、世界遺産やユネスコ無形文化遺産に登録されているそういったものの価値を多言語表記で伝えていくか、分かりやすく伝えて、さらなる魅力の発掘につなげていくかということも、これから非常に重要かと思えます。そういったところには特に意を用いていただきたいと思えますが、その点について考えを求めたいと思えます。

○**和田文化振興課総括課長** 11月19日に開催した文化芸術振興審議会でも、委員から民俗芸能などを多言語化で海外へ発信していく重要であるといった御意見も頂戴しております。工藤大輔委員が発言されたような内容とほぼ同じと認識しておりまして、我々はそういった意見をしっかり反映できるよう、今後素案の修正に取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 第3期岩手県文化芸術振興指針のこれまでの取り組みについて、ざっと見た感じでは、さまざまな形で数字的には前進をしていると私は受け止めましたが、第3期の成果と特徴について示していただきたい。

○**和田文化振興課総括課長** 先ほどの説明と重複してしまうかもしれませんが、令和3年7月に御所野遺跡が世界文化遺産に登録され、本県が有する世界遺産が三つとなったこと、同年11月に平泉世界遺産ガイダンスセンターが開館したこと、そして世界遺産を核とした本県の文化資源の充実、世界遺産の情報発信機能の拡充が図られたところが成果と考えております。

また、岩手芸術祭や民俗芸能フェスティバル等、県主催イベントについて、新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな影響を受けたという時期もございましたが、そういった中で新たな鑑賞方法としてウェブ配信を行うなど、デジタル技術を活用した取り組みも発展したことも成果と捉えております。

さらに、先ほども説明しましたが、障がい者の文化芸術活動につきましては、平成29年度からいわてアール・ブリュット巡回展等に取り組んでおりまして、希望郷いわてモニターアンケートにおいても、アール・ブリュットに対する認知度が令和元年度と比較して20ポイント以上上昇するといった成果を大きな特徴と捉えております。

○**斉藤信委員** 素案の12ページで、県立文化施設、県民会館、博物館、美術館の利用者数は、令和5年度に60万4,650人と大きくふえましたが、この特徴は何でしたか。

○**和田文化振興課総括課長** 県民会館でジブリ展をやったということもありまして、そこ

が大きく伸びた原因と認識しております。

○**斉藤信委員** 県立博物館でポケモン化石博物館の特別展もありましたね。あれも昨年度でしたか。

○**和田文化振興課総括課長** それも昨年度です。

○**斉藤信委員** わかりました。そういう企画が大きかったということですね。

9ページにいわて平泉歴史文化観光地域計画をまとめたという記述がありましたが、この中身を示してください。

○**和田文化振興課総括課長** いわて平泉歴史文化観光地域計画についてであります。県では平泉の文化遺産を活用した文化観光を推進するため、令和4年7月に平泉町、一関市、奥州市のほか、中尊寺、毛越寺、一般社団法人世界遺産平泉・一関DMOを構成員とするいわて県南歴史・文化観光推進協議会を設置しているところでございます。本年5月にこの計画を取りまとめたところであり、文化観光推進法に基づく地域計画として認定を受ける必要があることから、現在、文化庁に申請し審査中でございます。

内容につきましては未公表となりますが、平泉世界遺産ガイドランスセンターの情報発信強化、歴史文化を体験できるコンテンツの整備、多言語解説の充実、周遊プログラムの造成などに取り組み、平泉周辺地域への来訪、周遊促進につなげようということを計画に落とし込んでいるところでございます。

○**斉藤信委員** 新しい歴史文化観光地域計画を作成したということで、その中に平泉世界遺産ガイドランスセンターの位置づけ、役割も明記されているようですから、これは先ほど議論したので、これを県の施設として重視し、役割を果たせるようにしていただきたい。

30ページに復興の絆を生かした文化交流の推進について、著名な芸術家との交流やつながりを生かした取り組みを展開すると明記されていますが、これまでどうだったのか、今後どう取り組むのかを示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 復興の絆を生かした文化交流の推進についてですが、これまでウィーン・フィル交響楽団の管弦楽メンバーによる中尊寺のレクイエムコンサート、三陸国際芸術祭などもやってきましたし、佐渡裕氏とスーパーキッズ・オーケストラによる三陸音楽祭の開催、そういったコンサートでの共演などを通じた文化交流を図って、復興支援の取り組みを通じて生まれたつながりを生かしてきたところでございます。

また、音楽による復興支援に取り組んできた日本フィルハーモニー交響楽団と、音楽活動を通じた文化芸術の振興を図ることを目的とした連携協定を令和5年5月に締結したところですし、連携協定に基づいた楽しいオーケストラ in 岩手の開催、事前リハーサルにおける子供たちとオーケストラの交流などに取り組んでいるところです。

こうした復興支援を契機として生まれた絆を深めながら、これからも本県の文化芸術を担う次世代の育成に生かしていこうとするものでございます。

○**斉藤信委員** 31ページに文化をめぐる新しい動きへの対応というのがあります。どういうものが文化をめぐる新しい動きなのか、その新たな対応について示してください。

○和田文化振興課総括課長 令和2年に制定された文化観光推進法に基づく世界遺産への来訪、周遊促進に向けた文化観光の取り組みはもとより、動画を含めたメディア芸術の振興を目的として、本県の魅力を発信するキャンペーン映像作品を募集するミセテイワテ動画コンテストも開催しております。また、DXを活用したいわてアール・ブリュット巡回展のデジタル展覧会、ホームページで見られる展覧会なども実施しております。こういった本県の特徴のある文化芸術の取り組みについて、観光分野など幅広い分野への活用や国内外への展開を進めようというところを文化をめぐる新しい動きと位置づけて取り組んでいこうとするものでございます。

○斉藤信委員 最後ですけれども、39ページに県立文化施設の整備や機能の拡充と明記されていますが、この具体的な内容を示してください。

○和田文化振興課総括課長 トーサイクラシックホール岩手をはじめとする県立文化施設については、県民の利便性向上や安全の確保が図られるよう、第4期岩手県文化芸術振興指針の適用期間においても施設の長寿命化を念頭に置き、利用者のニーズを把握しながら、整備を実施していこうとするものでございます。

具体的には、緊急性の高いものを優先的に検討していくこととなりますが、トーサイクラシックホール岩手については、今年度ボイラー改修及び空調熱源工事設計を実施しているところです。こうした利用者に与える影響が大きいものから整備に取り組んで機能の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 今のは県民会館の話ですね。あとはないのですか。

それで、県民会館は今トーサイクラシックホールですが、私はこれがないのです。やはり県民会館と言わないと何だか分からない。何かちょっと残念です。だから、トーサイクラシックホールという愛称はお金をいただいているのだろうけれども、岩手県民会館トーサイクラシックホールとか何か、これは私の意見ですから質問はしませんけれども、いろんな名称の中で県民会館が一番分かりにくい、率直に言って、トーサイクラシックホールというのが。企業の名前をつけただけで、ちょっと分かりにくいなど、何か工夫はないのかなということを一言述べて、私の質問を終わります。

○上原康樹委員長 昼食のため午後1時まで休憩とさせていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○関根敏伸委員 それでは、せっかくですので、お示しいただいた指針の素案について何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず、この中で文化芸術の対象となる範囲が示されています。その中で生活文化ということが記述されているのですが、午前中に御説明いただいた資料では具体的に生活文化に関しての記述とか、どういった観点でどう取り組んでいくのかというのは一切見えないのですが、どういったものを想定して、どのように生活文化にスポットを当てていくのか、お

聞かせたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 生活文化の範囲ですが、指針の本編では、茶道、華道、書道、方言、衣食住に係る生活様式その他生活に係る文化という定義を設けているページに記載しております。

○関根敏伸委員 いい視点だと思ったのですが、私が想定したのは地域ごとの食文化とか、岩手県は広いですから、地域ごとに言葉遣いから風習というのは非常に違いがあって、内陸に住んでいる者として沿岸の言葉遣いが面白いなと感じることあるのです。残してみたいものだなとか、そんなことまで想定しているのかなと考えてお聞きしました。中身を読ませていただきたいと思います。

もう一つ、障がい者の文化芸術活動の推進、これは非常に大切な視点だと思いますし、その中でアール・ブリュットの認知度が高まっていると。これは県が継続して取り組んできた観点の成果だということも一つあろうかと思えますし、もう一つ、個別の企業名を出すのもなんですが、岩手の場合、障がい者の芸術にスポットを当てた株式会社ヘラルボニーという存在が非常に大きいのではないかと感じております。今はもう世界的な企業になりつつありますし、いわゆる芸術家を求めて世界に出ていくわけです。ああいったところの力を借りて、もっと岩手の障がいを持った方々の芸術的な可能性を深掘りしていく、そしてもっと発信していくと、これは非常に大切な視点ではないかと思うのですが、この辺について、ヘラルボニーとどうかは別として、具体的な企業との連携ということも触れられますが、どう取り組まれているのかお聞かせいただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 ヘラルボニーに関しては、県は以前からかわりを持っておりました。ただ、少しずつ対象とする範囲が広がってきていて、岩手県だけにとというのがなかなか今、お声がけが難しい状態ではありますが、岩手事業所もありますので、我々もヘラルボニーに行っているいろいろお話を伺いながら、今年度もちょっとしたトークイベントに御協力をいただくといった形で、障がい者芸術に関して常に関わりを持たせていただければいいなと思い交渉をしているところでございます。

○関根敏伸委員 ぜひ逃がさないように、変な話ですが、どんどん世界に目が向いているのはいいのですが、やはり岩手県の芸術家といったところにもっと目を向けていただく力を貸してほしいと思いますので、審議会とか、いろんな関わりがあると思うのですが、積極的にお願いしてそういったメンバーになってもらうとか、文化スポーツ部とはまた関わりがちよっと違ってきますが、将来的にはそういった人たちの自立ということまで見据えたことをやっているわけですから、商工労働観光部、保健福祉部とうまく連携できるような役割を、ぜひヘラルボニーとか、るんびにい美術館といったところをお願いしていただければいいのではないかと思います。

あと、関連して、この中に障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者とありますが、これはどういったことをされる方々で、どういった組織的なものを想定しているのか、そこをお知らせいただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 この研修につきましては、事業所に勤務されている障がい者の創作活動を支援されている方が主な対象となっています。もう一種類、権利関係の研修もやっており、障がい者の方々が創作物を世に出すときに、その権利はどうなっていくのかを支援者が学んでいく機会、そして創作活動を支援するにはどうするかという、二本立てで研修会を開催しているところでございます。

○関根敏伸委員 いい取り組みだと思いますので、ぜひそこはしっかりとした形に仕上げていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほども触れました企業との連携という部分です。私の地元の北上市も文化芸術の団体が多くあるのですが、3年ほど前に組織化して、北上市文化芸術協会をつくったのです。定期的に総会、講演会をやったり、当然、担い手の育成とかをやっているのですが、やはり大きなハードルとなるのは活動の資金なのです。財源という問題にぶち当たるという中で、北上市は幸い企業が多いのです。そういった企業との連携、ぶっちゃけて言いまして、お金を企業から支援してもらおう。特に北上市の場合、まさに社会貢献活動を含めて自社のアピールをしていく、企業価値を高めるということに非常に敏感な誘致企業が多いですから、そういったところには、数万円単位ではなくて、年間10万円とか100万円単位ぐらいの支援を継続的にいただけるような裏づけの理論をつくって、お願いしてみたらどうですかということをおの間ちょっと総会でお話をさせていただいたところ、ぜひやってみますというお話がありました。

県がそういった仕組みもうまくつくっていきながら、財源的な裏づけ、あるいはそういった人たちの発表の場を企業で準備してもらおうとか、もっと大きな枠でやっていかれてはどうかと思うのですけれども、その取り組みなどをお聞かせいただきたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 指針の中にも企業等の主な役割を位置づける形で記載させていただいております。社会貢献活動の一つとして、そういった連携の中で当然資金面での援助も入ってくると思います。県でもどういふふうに企業とつながっていくか、どんどん前に進んで探すとといったこともやっていかなければならないことから、指針にも明記してあるとおり、しっかり取り組んで、企業とも連携できるようにしていく必要があると考えています。

○小林正信委員 文化芸術団体に対して企業が支援するという形がありますが、文化芸術団体は特に新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか継続が難しいといった大変な状況もあったと思いますし、そのときはやはり岩手県としても結構きめ細やかな支援もしていただいたのかと思います。第4期の指針の取り組みを検討するに当たって、文化芸術団体の意見、現状といったものをどれぐらい把握されて、それをどう反映させたのか。文化芸術コーディネーターが5団体くらいあったと思うのですけれども、そういったところの取りまとめをしたのか、それを踏まえた意見を聞いて反映をされたのかという点をお伺いしたいと思います。

○和田文化振興課総括課長 今回の指針の策定に当たりましては、団体も含めて約80名の

方から意見を聞いた上で、指針の素案を作成した経緯がございます。やはり少子高齢化による担い手不足、団体数が減少して後継者の育成の問題であるとか、特に民俗芸能などではそういう課題を大きく取り上げるところもありましたし、そのほか公立文化施設が老朽化しているという意見もございました。そういった意見もしっかり踏まえて、指針には県として取り組むべき方向を盛り込んでいるところです。今後もパブリックコメントなどを実施しながら、さらに意見が出てくると思いますので、そういったものも真摯に受け止めて反映していきたいと考えております。

約80名の中には文化芸術コーディネーターの意見も入っており、個々具体の少子高齢化に向けた取り組みへの提案などを頂戴しているところでございます。

○**小林正信委員** そうした上で、文化芸術団体の持続というものを考えたときに、やはりアーツカウンシルをしっかりと組織していくということが重要なのだらうと思っております。第3期の指針でも、アーツカウンシルの構築を訴えて、取り組みを進めてきたと思うのですが、なかなかアーツカウンシルの構築まで至っていない。第3期の指針から検討してきて、第4期の指針でも構築に向けたという文言になっているので、いつ頃アーツカウンシルができるのかというのは、多分文化芸術団体の皆さんの補助も絡んできますので、期待が大きいのかなと思っております。

また、たしか令和4年には、若者と女性を中心としたアーツコンソーシアムといったものもつくってみたことがあったと思うのですが、これまでの検討や取り組みはどういう状況だったのかと、アーツカウンシルがいつ頃できるのか、具体的な部分がもし分かっているのであれば教えていただきたいと思っております。

○**和田文化振興課総括課長** アーツカウンシルについて、さまざまな団体と意見交換を進めてきております。ただ、やはり目指す姿がなかなか一致しないというのが今の課題であり、将来像が同じように描けるテーマを絞って何かやってみるという会議体をつくっていく方法もあるのではないかとということで、その会議体で何かを達成していく、その成功例を少し幅を広げていくという取り組みに持っていけないかという検討を進めているところです。それぞれの団体が合意した上で進めていく必要があるのですが、そこに時間を要していると感じていますが、共通の目的をテーマとして何か見つけられれば、少しずつ進む方向が決まってくるのではないかと考えておりますので、ここはしっかり議論して、皆さんの合意をいただきながら進めていくことで考えているところでございます。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤教育長** 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮でございますが、11月28日に発生しました

教員による飲酒運転事案について、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

本事案の内容でございますが、県立宮古恵風支援学校の教諭が11月27日水曜日午後7時頃から午後9時30分頃まで自宅において飲酒し、翌28日木曜日午前4時30分頃、自宅を出て勤務校へ自家用車で向かっていたところ、警察官から職務質問を受け、呼気検査の結果、基準値を超える呼気アルコール濃度が検出されたものであります。

教職員による飲酒運転事案につきましては、7月と9月に発生した事案に引き続くものであり、本県の教育界全体を挙げて飲酒運転をはじめとする不祥事の防止に取り組んでい
る中、このような事案が立て続けに発生いたしたりましたことは遺憾の極みであります。

今回の事案の発生を受け、近日中に私から各県立学校長に対し、オンラインで飲酒運転根絶に向けた取り組みを改めて徹底するよう指示することとしています。その際、県立学校長
に対し、緊急に全ての教職員と面談を実施し、飲酒運転に係る一層の注意喚起を図るととも
に、改めて所属職員の飲酒習慣、通勤方法等の状況を把握するよう、併せて指示すること
としております。

飲酒運転事案に対しては、事の重大性に鑑み、懲戒免職処分を基本に厳罰で臨むこととし
ているところであり、本事案につきましても事実関係を精査の上、できる限り速やかに検討
し、厳正に対処する考えであります。今後、教職員一人一人の当事者意識、危機意識の浸透
を図り、飲酒運転の根絶に向け、教育委員会一丸となって取り組み、県民の皆様の信頼回復
に全力を尽くしてまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○**上原康樹委員長** 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第19号令和6年度
岩手県一般会計補正予算（第8号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教
育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**武蔵教育企画室長** 議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）について御
説明申し上げます。

議案（その3）の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教
育委員会関係の補正額は、10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの合計28
億9,800万円余を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、
事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の60ページをごらん願います。10款教育費、1項
教育総務費の1目教育委員会費及び2目事務局費は、教育委員会事務局職員の給与改定に
伴う人件費について補正しようとするものであり、3目教職員人事費は、教育委員会事務局
職員等の給与改定に伴う人件費及び退職手当について補正しようとするものであり、4目
教育指導費は特別支援教育関係職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとする
ものであり、次のページ、61ページに参りまして、5目教育センター費は総合教育センター
職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

62ページの2項小学校費から次のページ、3項中学校費、次のページ、64ページの4項高等学校費、さらに次のページ、65ページの5項特別支援学校費まで、いずれも教職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

次のページ、66ページに参りまして、6項社会教育費及び67ページの7項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員に係る給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 予算に関する説明書60ページの教職員人事費、これは退職手当が主だと思えますけれども、退職の見通しはどうなっているのでしょうか。これまでの推移も含めて、定年前の退職者も分かれば示してください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 ただいま本年度末の退職、あるいは翌年度に向けて人事異動の調整をしているさなかでございまして、退職者数の推移について正確な数字は今のところ持ち合わせておりません。

○斉藤信委員 金額は1億4,712万円で補正予算が出ているわけですから、総額も分かるわけですね。いろいろ最終的には動くとしても、予算上で見た退職者数と定年前の退職者数は分かりませんか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 退職手当の根拠となる総数でございしますが、947人としておりまして、そのうち定年退職者は308人と見込んでおります。そのほか、普通退職者、勸奨退職者、死亡退職等を一定数を見込んでおりますが、そういった状況となっております。

○斉藤信委員 予算上では947人のうち定年退職が308人。そうすると、639人は定年前の退職者ということになりますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 308人のほかに定年延長で今度辞められる60歳以上の方は128人を別に見込んでおります。それ以外を具体的に申し上げますと勸奨退職75人相当、普通退職は61人相当、臨時的な職員、講師とかは1年の任期ですので、そういった者も一定数含めて積算している状況でございします。

○斉藤信委員 今年、定年が1年延長されたのですよね。947人というのは延長された人、定年どおり辞められるというのが308人ということですか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 61歳で辞める方の想定として308人、60歳を超えた方、それは普通退職扱いになるのですが、128人と見込んでおります。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第35号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明はありませんが、10月8日の当委員会における配付資料を参考までにお配りしております。

本請願につきまして、さきの当委員会において請願者に参考人として出席を求め、意見を聞くことについては、改めて御意見を伺うこととしております。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 再開いたします。

それではまず、請願の取り扱いについてお諮りいたしますが、継続審査でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 継続審査という意見が多数を占めております。御異議なしと認め、よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

請願者に参考人として出席を求め意見を聞くことについては、次回以降の当委員会において引き続き御意見を伺うことといたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、受理番号第43号公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 それでは、お手元の説明資料に沿って御説明させていただきます。なお、お配りしている資料は、文部科学省等が公表している資料をまとめたものでございます。

まず、請願事項の一つ目に関しまして、給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について説明をさせていただきます。資料1ページの1、給特法の概要についてでございます。給特法は、教職調整額支給の根拠及び時間外勤務手当等を支

給しない根拠となっています。

次に、2、教職調整額創設に当たっての考え方についてですが、枠囲みの中の2、教員の勤務時間の管理の在り方の丸の一つ目、専門職たる各教員の自発性、創造性に大いに期待され、通常の指揮命令の下で勤務する一般行政職と異なる面があり、一般行政職と同様の取扱いとすることが不合理といった考えなどを基に、3、教員の時間外勤務等に関する給与上の評価の在り方として、一般行政職と同様の厳格な時間的管理を前提とはできないため、実際の労働時間とは関係なく一律支給の給与がふさわしく、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、勤務時間の内外を包括的に評価することが適当とされ、教職調整額が本給相当の給与として措置されたものであります。

資料の2ページにお進みください。給特法制定の経緯でございます。教員の給与は、一般公務員より1割程度高い俸給が支給されることに伴い、超過勤務手当は支給されないこととされていましたが、俸給表の改正過程で教員給与の優位性が失われ、また当時の文部省の超過勤務を命じないとの指示にかかわらず超過勤務が行われている実態が多くあり、超過勤務手当の支給を求める、いわゆる超勤訴訟が全国一斉に提供されました。これらの問題を踏まえ、文部省は昭和41年に教職員の勤務状況の実態調査を実施し、昭和43年にこの調査の結果に基づき、教育公務員特例法の一部を改正する法律案を国会へ提出しましたが、適切な労働法制手続が取られていなかったこと等の理由により審議が進まずに廃案となり、その後、昭和46年に教育公務員の給与等に関する特別措置法案を国会へ提出し、本法案が国会で成立、翌年1月に施行されております。なお、本法案は、平成16年に名称改正となり、現在の給特法の名称となっております。

下段に給特法制定後の処遇改善の動きを示しています。昭和49年に、いわゆる人材確保法が制定をされ、段階的に教員の処遇改善が行われた結果、下の図のとおり、人材確保法の制定後の昭和55年度には一般行政職の給与水準より7.42%上回っていたものの、一般行政職においても処遇改善が行われたことにより、近年ではその差が0.35%となっており、教員の給与の優遇分はわずかとなっていると文科省は説明をしております。

次のページ、3ページをごらんください。教職調整額の見直しを含む教師の処遇改善をめぐる国の動向についてであります。本年6月に閣議決定をされた、いわゆる骨太の方針2024におきまして、4行目以降に記載をしておりますとおり、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、職務の負荷に応じたメリハリある給料体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出すること等が示されています。

資料中段に記載の令和6年8月の中教審の答申では、枠囲みに記載のとおり、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有していること、教職調整額の率については、現在の4%を少なくとも10%以上とすることが必要などと提言されております。

資料下段に記載のとおり、文科省では、8月29日に公表されました令和7年度概算要求に

において、教職の重要性を踏まえ、教職調整額の水準を4%から13%とする教師の処遇改善等に必要な予算として、総額232億円を計上しています。

資料4ページにお進みをいただきまして、文科省におきましては、令和6年9月30日付で改めて取り組みの徹底が必要な方策等について通知をしており、知事、市町村長に対しましては教育委員会の取り組みに対する積極的な支援を、教育長に対しましては効果的な周知を要請しております。

次に、財務省の審議会である財政制度等審議会における文部科学省の概算要求に対する教員の教職調整額等についての指摘内容と、この資料に対する文科省の見解について御説明いたします。まず、資料の左側、財政制度等審議会の資料内容について御説明いたします。資料のポイントは、記載のとおり、①、時間外在校等時間は減少していない、②、教職調整額を10%を目指して段階的に引き上げる、③、その際、時間外在校等時間が一定以上の水準を下回ることを条件とし、働き方改革のインセンティブとする、④、10%に達する際に教職調整額を廃止して、所定外勤務時間に見合う手当を支給する仕組みに移行するとなります。なお、見えにくいですが、米印でその場合の国庫負担は月20時間を上限とするとしています。

ただいま申し上げた②から④のイメージ、その下の図、5年程度の集中改革期間を設定し、上段の薄い色の棒グラフで示す時間外在校等時間の平均の下がり具合により取り組みの結果を確認した上で、下段の濃い色の棒グラフで示す教職調整額の水準を段階的に引き上げ、最終的に10%の水準に至る令和12年度には教職調整額を廃止し、時間外勤務手当へ移行しようとするとしています。

これに対する文部科学省の見解は、右側に示していますが、一つ目、平成28年以降、教師の時間外在校等時間は約3割縮減している、二つ目、教育を行うのは人であり、教職員定数等の充実のための財政措置が不可欠である、三つ目、教職員定数の改善等の支援も行わず、勤務時間の縮減を給与改善の条件とする提案は、必要な教育活動を実施することがためらわれ、子供たちに必要な教育指導が行われなくなるなど、学校教育の質の低下につながる、四つ目、残業代を支給する仕組みとすれば、逐一管理職の承認が必要となるなど、教師の裁量が著しく低下する、五つ目、残業代支給の国庫負担に上限を設けることは自治体に負担を転嫁するもの、義務教育に対する国の責任を果たせず、自治体の財政力の差によって教育活動の量に差が生まれ、教育格差が生じる等の見解を示しております。

続きまして、資料の5ページにお進みください。請願事項の二つ目、実効性のある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すことに関わって、国における業務削減策について説明をさせていただきます。中教審答申では、学校における働き方改革を加速させるため、1に記載のとおり、学校・教師が担う業務の適正化、標準を大きく上回る授業時数の見直し等の具体的取り組みが必要であると示すとともに、中段の2に記載のとおり、学校の指導・運営体制を充実させるためには、小学校中学年の教科担任制の推進、教科担任制の充実に向けた定数改善等の具体的な取り組みが必要であると示されております。

文科省におきましては、これらの取り組みの実現に向けて、下の点線枠囲みのおり、文部科学大臣を本部長とする教師を取り巻く環境整備推進本部を設置した上で、教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージを策定し、関係局課が連携、協力して取り組むとしており、例えば働き方改革の加速化については、授業時間数の点検等に関する調査の実施などの取り組みを進め、学校の指導・運営体制の充実については、令和7年度概算要求において、小学校における教科担任制の拡充として2,160人の定数改善を盛り込んでいます。

次の6ページでございます。本年6月に実施をいたしました勤務環境の整備や処遇改善に向けた本県から国への要望についての説明でございます。上段の東日本大震災津波等からの復興と地方創生・人口減少対策の推進に当たっての提言・要望書では、学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備として、教員の定数改善等の人的配置の拡充や、処遇改善が行われる場合の国の責任と負担による確実な財政措置などを要望しております。

また、下段の令和7年度政府予算提言・要望書では、新たな教職員定数改善計画の策定として、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図ることなどを要望しているところでございます。以上で説明を終わります。

○**上原康樹委員長** 本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

○**小西和子委員** まず、時間外勤務の現状について、県教委は小中学校について把握していないと以前に言及しておりましたが、まだ調査していないのかどうか。それであれば、文科省が調査したものでもいいので、小学校、中学校の時間外勤務の現状についてお伺いいたします。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 市町村の働き方改革、超過勤務実績の把握につきましては、学校設置者なり、服務監督権限を有する市町村教育委員会がその取り組みを進めることが基本と考えておまして、データを求めることにつきましても、事務がふえる等の懸念もありますことから、これまで調査等は行っていないものでございます。

○**小西和子委員** 多くの県は、義務制、県立であれ、県教委が統括をして働き方改革を進めているのです。東北地域でも、ちゃんと福島県等が先進例で示しております。では、私から話をします。2022年文科省調査、月換算で小学校は90時間28分、中学校は118時間20分、これは過労死ライン、いつ亡くなってもおかしくないという働き方、過労死ラインの80時間を大幅に超えているという認識を県教委にも持っていただきたいと思えます。

次、教員を目指す人たちが激減しているのですが、給特法をこのまま維持していったら、岩手県の教育は持続可能であると考えますか。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 昨今言われている、小西和子委員からも繰り返しお話があるように、教育現場の大変なところについては我々も承知をしているつもりでございます。そういった観点から、岩手県教職員働き方改革プランもつくりまして、これは県立学校中心となりますけれども、小中学校につきましても統合型校務支援システムの導入でありますとか、スクールロイヤーを小中学校の学校も含めて使えるような形にするということで、支援をしているところでございます。

一方で、先ほど請願の説明で申し上げましたけれども、働き方改革を進めるには人を増やす、業務を減らすという取り組みを両方ともやっていく必要があるに思っておりますので、さまざまな取り組みを行いながら勤務環境の改善に努めまして、若い今の学生たちが教職員を目指してもらえる、そういった環境をつくる。男性の育休も今取り組んでおりますけれども、そういったところも含めて勤務環境の改善に努めていきたいというふうに思います。

○小西和子委員 給特法がこのままであれば、恐らく教職を目指す人たちはいなくなるのではないかと思います。現に、高知県で採用試験合格者の7割が辞退をしたのです。とてもではないけれども、こんな仕事をやっていられない、命のほうが大事だということです。

そこで、定額働かせ放題と私たちは言いますが、労働基準法を完全に適用させ、時間外手当を払わせることでインセンティブが働く、一般の労働者と同じように、それ以上働いてはということでインセンティブが働くというふうに考えますが、どのように県教委では捉えているのでしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 教員の業務の特殊性、専門性とかというものをご評価していくのかということだと思います。文科省、中教審では、そういう教職調整額を支給する仕組み、いわゆる自主的で自律的な判断に基づく業務、管理職の指揮命令に基づく業務が混然一体となって判別が難しいということで、教職調整額を支給する仕組みは現在でも合理性を有しているというような説明をしております。

一方で、財務省は、学校業務の抜本的な縮減を進める仕組みを講じて、労働基準法の原則どおり、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給するという考え方で、いろいろ今やり取りをしている最中と思っています。

我々としては、両論それぞれあるという認識でおりますので、いずれ国の動向、協議状況について注視をしてみたいと思っています。

○小西和子委員 文科省も財務省も、人を増やすとは一言も言っていないのです。定数改善については一言も触れていない。このままだったら、学校現場の厳しい働き方というのは全く改善されません。ましてや4%から13%に教職調整額がふえるということは、もっと働け、そういうふうに使われます。学校現場の本当に今にも倒れそうな働き方を改善することには、どっちの省も全然つながらないし、財務省はとにかく20時間まで抑えて、それからだったならば、さまざまな手当をかき集めて、そこから残業手当を出しましょうといったようなことであきれてしまいます。

教育というのは、本当に国の一番の基本になることだと思うのです。軍事費なんか増やすのではなくて、教育にとにかく力を入れて、今の子どもたち、苦しんでいる子どもたち、そして教職員が生き生きと勉強できるように、働けるような、そんな仕組みに変えていくべきだと思います。定額働かせ放題とやゆされる労働環境のままでは、教職員の命は、私の知り合いでも過労死した人間が何人かいます。本当につらいです。体調不良でも病院にも行けないのです。学校の忙しさを見れば、ちょっと今日は我慢するか。そのうちに、もう命を奪われて

しまった。そんな疲れ果てている教職員が子供たちの前で、皆さん命を大事にしましょうね、豊かな暮らしというのはこうなのですよと言えるでしょうか。子供たちの教育を受ける権利や豊かな学びも保障されません。一番の肝は給特法です。給特法に殺されたと遺族は訴え続けています。何とかここで改善をしていくべきだと思います。すぐには変わらなくても、そういう声を各都道府県から国に訴えていくことで、その動きができると思います。岩手県は、その先頭に立つべきだと思います。教育長、何かお考えがあったらお伺いします。

○佐藤教育長 教職員の働き方でございますが、質の高い教師を確保、育成して、よりよい教育環境、子供たちにとってもすばらしい教育環境を今後残していくために、国の骨太の方針にも働き方改革、処遇改善、定数等も含めた指導・運営体制の見直し等、これを一体的に進めるべきだということがうたわれている中で、先ほど委員からお話しのあった給特法も、処遇改善はいかにあるべきかということでのまさに議論が展開されているということだと思います。その改善の在り方については、まさに今文科省と財務省を中心に大変な議論をされているということでありまして、我々としてもこれを注視していきたい、いくべきだと考えますし、一方で、我々としても今の定数の在り方では困るということで、先ほど担当の課長から答弁がありましたとおり、これ毎年ですが、定数改善の要望をしてきているということで、やはり業務の削減と人員の確保、定数改善というのは非常に重要なことだと受け止めております。

○岩崎友一委員 私は、請願項目の二つ目の業務削減策に関して県教委にお尋ねしたいのですが、今まさに大森教職員課総括課長から説明を頂戴しましたとおり、国においても教科担任制の取り組み、文科省としては部活動の地域移行とか、先生の働き方改革、時間の削減に関しては一定の方向性は示しているわけでありまして。私が教科担任制について取り上げたときには、一言で言えば校長が決める話であるといった答弁を頂戴したかと思っております。

先日、文教委員会で、群馬県の藤岡市において教科担任制の取り組みを視察させていただきましたが、群馬県は県教委が音頭を取って教科担任制を進めていると。藤岡市に至っては、五つの中学校区全てを小中一貫教育にして、積極的に教科担任制を進めているということでした。これは先進的な取り組みであると思って学ばせていただいたのですが、本県ではこの取り組みに対する意気込み、これからどうやっていこうとしているのか、その方向性も含めてお伺いしたいと思います。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 小学校における教科担任制についてであります。学びの質の向上と教師の持ち時間数の軽減を図ることに大変有効であると認識しておりまして、今年度においては専科指導教員125名を含め185校に配置しているところであります。特に学級担任だけではなく、複数の教員が教科指導に当たることで子供の多面的な理解の推進になる、中学校への円滑な接続にもなるということで、今後極力進めてまいりたいと考えております。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 過日の委員会で岩崎友一委員からお話があった、教科担任ではなく、学級担任を複数で持つというチーム担任制については、校長の裁

量もあるかなというところですが、教科担任、例えば小学校は英語だけを基本的に1人の先生が教えるわけですが、英語だったり、そういう教科を部分的に担任制、小学校は今年5年生、6年生に、文科省は来年、中学年まで引き下げるとしていますが、そういったものについては国の加配を使って、先生の負担軽減にもつながりますので、我々もできるだけやっているというところを補足させていただきます。

○岩崎友一委員 教科担任制をこれから進めていくに当たって、大事なのは県教委がしっかりと旗振り役にならないといけないと思っています。先生方も広い県内で転勤があるわけで、教科担任制を導入している市町村とそうでない市町村があったりすると、転勤した先生方に当然戸惑いもありますし、やりづらい、そういった課題も出てくると思いますので、県教委がしっかりと旗振り役になって進めるべきかと思いますが、これやはり県教委が大事だと思うのですが、そういった認識でよろしいですか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 そのように認識しておりますので、今後加配等も含めながら進めてまいりたいと考えています。

○岩崎友一委員 先ほど言ったように、群馬県はかなり進んでいる、本県はこれからという中で、やはりこれこそお尻を決めてしっかりと取り組むべきだと思うのですが、現段階で例えば県教委と市町村教委の会議、打ち合わせだったり、何かそういったことまで進んでいるのか、それとも全く手つかずの状態なのか。今後やるとしたら、いつぐらいを目途にやっという方針を決める必要があると思うのですが、その辺に 대해서もお答えをいただきたいと思っています。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 現時点におきまして、いつまでにどうするというスケジュールについてはなっておりませんが、今後さまざまな人事の会議等もありますので、人の動きと絡めながら進めていきたいと考えております。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 チーム担任、学級担任の複数制と教科担任制をごちゃ混ぜにしておりますが、教科担任制は今までも、各市町村からどこにつけたいかという要望を踏まえて、県から国に対して要望し、国の加配を使って既に125人を配置しているということで、それについては改めて何かするという事ではないので、これまでどおり、これまで以上に取り組んでいきたと思います。いわゆる学級担任を複数で持つということについては、今申し上げたとおりこれからまた改めて検討していきたいということでございます。

○岩崎友一委員 いずれこの請願にもあるとおり、先生方の給料の在り方、その根拠をどうするか、給特法がどうのこうのというのと、働き方はセットだと思うのです。片方だけで論じるのは、ちょっと違うのかなとも思いますので、ぜひ2番目の項目に関しては県としても積極的に進めていただきたい。部活動の地域移行も大変だと思うのですが、やはりそういった部分を丁寧に進めていかなければ先生方の残業時間は減らないという点もありますので、しっかりとお願いしたいと思っています。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 先ほども小西和子委員に御答弁申し上げま

したけれども、働き方改革を進めていくには、まず仕事を減らす、さまざまなことで取り組んでいます。あとは人を増やす、これはまず定数、加配も含めて定数改善を要望してまいりますし、支援スタッフも含めて国もさまざまなメニューを用意しておりますので、そういったものを一層改善していただけるよう要望してまいりますし、委員からの御指摘、御提言も踏まえて、我々も取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 先ほどの説明を聞いて本当に驚いたというか、文科省も結局労働基本法に基づかない、破綻をした調整手当に固執すると。一方で、財務省はもっとひどくて、段階的に10%、それも業務が減ったらという条件付です。これは骨太方針以下ですよ。こんなことをやったら、今の学校の深刻な実態は本当に解決されないどころか、先生の成り手がいなくなってしまふ、学校が崩壊するぐらいの今状況なのではないかと。

先ほど教育長が業務の削減と人員の確保が必要と答弁しましたが、ここなのです、結論は。どうやって業務を減らすか、どうやってそのために人を増やすか。小西和子委員も言われたけれども、残念ながら文科省の方策にはこれがないのです。ただ4%はあまりにもひどいので、10%、概算要求では13%と言っているけれども、しかし教員個々を見たら、一律ではないわけです。大体一律ではないのに、一律に10%とか13%やったって、何の解決にもならないし、実態にも合わないのだと思います。

それで、この請願はぜひ採択してほしいのだけれども、一つ、今まで超過勤務と言っていた時間外在校等時間について、文科省はこの間3割減らしたと言っていますが、岩手県の直近の実態を示してください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 時間外在校等時間の現状であります。県立学校の例で申し上げますと、県立学校で45時間を超える者、これは週休日の活動時間も含まれるものですが、令和元年度は1万2,603人でしたが、令和5年度は8,422人で人数だけで見ますと約33%減です。80時間以上を記録した者が令和元年度で4,006人でしたが、令和5年度は1,004人で約74.8%の減です。100時間以上を記録した者が令和元年度で1,857人でしたが、令和5年度は7人で約99.6%の減となっています。働き方改革プランに基づく取り組みはまだまだ道半ば、これからでありますけれども、県教委、県立学校が総合的に推進してきたことによって、一定の成果が出てきているかなというふうにも認識しております。これからも一層取り組んでまいります。

○斉藤信委員 時間外在校等時間は超過勤務と言えばいいのだけれども、超過勤務手当を出さないから、そう言えないと。時間外在校等時間は確かにここ5年ぐらいでは減っていると。ある意味、本当に異常な事態だったと。今でも残念ながら80時間以上は1,004人でしょう。これも私は本当に深刻な事態だと思います。

それで、これは年間の平均ですよ。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 年間の延べ人数です。

○斉藤信委員 今日、私は盛岡市の小中学校のデータを教えてもらいました。これは、令和6年の月別です。令和6年4月に100時間以上の職員数は、小学校で38人、中学校で31人、

合計69人でした。80時間以上100時間未満は小学校で121人、中学校で56人、合計177人、これは月別ですが、私は月別というのが一番リアルなのだと思います。これを年間にしたら月100時間を超えていても見えなくなりますから、月別で出すと盛岡市の場合は4月はそういう数です。5月も小中学校を合わせて100時間以上が67人いました。80時間から100時間未満は197人。小中学校もかなり深刻です。だから、本当に深刻な事態がまだ十分改善されていない。特に100時間はゼロにはなっていませんけれども、超異常な事態は基本的には解決の方向になったでしょう。しかし、異常な事態というのは、今まだこういう状況になっていると。

今日、私は請願者からも資料を頂いたのだけれども、令和6年度の採用試験の倍率が小学校で1.8倍、ついに2倍を切ったと。これは、もう本当に異常な、緊急な事態です。中学校も、たしか2.2倍ではなかったかと思いますが。本当にこういう形で、岩手大学の教育学部の卒業生は40%しか教職に就かないということも指摘をされております。教育学部で学びながら、多数は教員にならないと。もう本当に学校の危機というか、教育の危機が進行しているのではないか。その重大な障がいになっているのが幾ら働いても手当が出ないという、ここに一番の矛盾があるのだと思います。その点では認識が一致しますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 先ほど申し上げたように、文科省の考え方、教員の業務の特殊性というのがある一方で、実際の勤務時間に見合ったものが支払われていないということについて我々も認識は持っています。繰り返しになりますが、仕事を減らす、人を増やすという取り組みを継続していくことによって、また先ほど盛岡市のデータもいただきましたが、我々も市町村とも一体となって、例えば全市町村でやっていただくこととなっている県内統一の統合型校務支援システム、そういったもので仕事を減らす取り組みをしていきたいと思っています。県のプランを参考に市町村で取り組んでいただいていますので、例えば盆とか正月を完全一斉の閉庁にするとか、時間外の留守番電話サービスについても市町村単位でも進められてきていると聞いています。そういったところで県と市町村が一体となって、県内の先生方の勤務環境が少しでも改善するように、そして有為な人材を多く継続的に確保できるように取り組みたいと思います。

○斉藤信委員 業務の実態ですが、超過勤務ということは、仕事があるから働いているわけで、給特法が制定されたのは昭和46年ですが、そのときの授業時間と今の教員が持つ授業時間の現状を示してください。

○武藤義務教育課長 授業時数の変遷につきまして、小学校は小学6年生を取り上げてお話しさせていただきたいと思います。昭和46年の小学6年生の総授業時間数は1,085時間、中学校につきましては、中学3年生が1,155時間となっております。現行の小学6年生は1,015時間、中学校も同様に1,015時間となっております。

○斉藤信委員 今、学校は週5日制なのです。週5日制で1日減っているのに、授業時数は基本的にはあまり減っていないから、これは仕事がふえるの当たり前なのです。6日間分を5日間で行っていると。

当時、調整手当4%という根拠は、その程度の超過勤務時間だった。そして、授業時数は4時間、あとの4時間は授業の準備、その他の活動となっていたのです。今これは4時間ではなく5時間以上になっているのです。そうすると、授業準備の時間もその他の時間もないから、これは本当にもう超過勤務やらざるを得ない、こうなっているのです。

だから、業務削減といったら、授業時数を厳選して減らすということなしに改善されないのだと思います。文科省は標準時数を大幅に超えているところは見直せと言っているけれども、既に標準時数だけ比較しても6日分を5日でやっている現状が基本的に変わっていませんから、私はそういう厳選が必要なのだと思います。

もう一つ、これは共通認識だと思いますけれども、今の子供たちが極めて複雑な、さまざまな課題を抱えていると。後で報告されると思いますけれども、不登校も全国で34万人、1年間で4万人もふえてしまった。岩手県もそうです、急増です。こういう子供たちの手当てをどうするのか。校内教育支援センターがありますが、そういう校内で不登校の子供たちは誰が見るのか。人的補償は一つもないのです。教師の仕事は授業だけでなく、今まで以上に仕事がふえているときに、教員がふえないという根本問題を本当に打開するものでなければ、今の学校の危機、教育の危機、打開できないのではないかと。結局そういうふうにして業務を増やしても働かせ放題を放置しているから、問題を解決できないと思います。国立や私立の教員は労働基準法の対象なのです。何で公務員だけ除外しなくてはならないのか、同じ教師で。こういう点でも全くこれは通用しない。給特法より労働基準法のほうが上位の法律です。給特法は労働基準法から除外するだけの話ですから、本当はこれ適用させなくてはならない。それが超過勤務を縮減する大きなきっかけになるのです。私は、そういう意味で、今度の請願を採択していただきたいと思います。

最後ですけれども、私はさっき小中学校の実態をお話いたしました。市町村教育委員会が全部そういう実態を把握しています、学校ごとに。教育事務所は市町村の小中学校のそういう実態を把握しているのではないかと思いますけれども、違いますか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 教育事務所で各市町村の超過勤務の状況について把握しているかどうかは、こちらでは把握しておりません。

○斉藤信委員 私は、教育事務所で実態をつかんでいると思います。そうしなかったら職務怠慢になるので。県教委が直接学校から情報をもらわなくても、教育行政では時間外在校等時間の縮減というのがまさに今一番の緊急重要課題になっているわけですから、県も教育事務所を通じて小中学校の実態を把握し、一緒になって解決をするということが必要なのではないかということ指摘して私の質疑を終わります。

○飯澤匡委員 新聞報道だけで私も情報がないものですから事実確認をしたい。

財務省と文科省からそれぞれの案が出て、これからの議論があるようですが、財源もこれしかりで。財務省案はいわゆる給特法については将来的に廃止する。文科省案は温存しながら、現在の4%から3倍超の13%に増額する案を予算要求で計上したと、ここまです。

そこで、日本教職員組合は財務省案について反対という態度を示していて、文科省案に対

してはどうでしたか。どのように把握していますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 今手元にないのですが、文科省案にも反対をしていたのではなかったかと思います。

○飯澤匡委員 そこで、どちらにも反対ということなのですが、今回の請願内容を見ますと、給特法については反対だと、廃止だと言っているわけです。廃止に対して反対しているということです。これは財務省案ですが、今回は給特法は廃止をしろと、日本教職員組合は、給特法の廃止については反対だと。これは、どういうふうに判断したらいいかちょっと迷うのですが、どうでしょうか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 済みません、ちょっと私の言葉が足りませんでした。教職調整額という現行制度についてはもともと反対の立場ではなかったかと思っています。いわゆる残業手当として適切に評価すべきだというのが日本教職員組合の意見ではなかったかと思っております。ですので、給特法の廃止というのが組合の意向ではないかと思っております。

○飯澤匡委員 その辺がちょっと整理されなかったので、財務省案の給特法の廃止には反対と、では全体をパッケージとして見て反対をしているということによろしいですね、そういうふうに解釈しましょう。

私は、いずれ現状の状況を見れば、なかなか教職員の成り手がないというのは、給与体系とか勤務体系、就労関係に起因しているというのは、これは間違いのないことなので、いずれ今回は恐らく与党の過半数割れが一つの契機になったのではないかと思いますけれども、いずれにせよ何らかの形で変化を求めていかないと、やはり打開はしないものということで、広義に解釈をして、我が会派では今回の請願には賛意をして、議論をしながら賛成ということにしましたので、意見陳述を含めて質問をさせていただきました。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は併せて御発言願います。

○川村伸浩委員 自由民主党会派といたしまして、さまざまな検討をさせていただきました。教職員の成り手不足、あるいは時間外勤務といいますか、労働時間環境については、非常に大変な状況があると。これにつきましては、先ほどの説明にもあったとおり、文科省でも中教審の答申を踏まえて、市町村あるいは教育長に対し要請をされているということ。一方で、そういったことを踏まえて、調整額の水準を4%から13%まで改善をするというところが概算要求されているという状況を踏まえ、まずはソフトランディングといいますか、現状を踏まえながら、徐々に教職員のそういった環境について改善が図られるものと思っております。今の状況ですぐに給特法の廃止という部分には反対をしまいたいと思っております。

○上原康樹委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになれば、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

採択、そして不採択との意見がございましたが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○上原康樹委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただいて、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。教育委員会から、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について及び令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について報告後に報告に対する質疑を行い、その後、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果については、委員からのこの際発言とまとめて行うことといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○齊藤信委員 体育館新築工事の進捗状況については、これはこれで審議をします。しかし、問題行動の調査結果については、この際発言とまとめてということですが、この間文教委員会では、問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題については独自に集中審議をしてみました。不登校問題、いじめ、そして暴力行為の問題というのは、今教育の中心的な問題の一

つで、県議会一般質問でも取り上げられたところでもあります。私は、この際発言と一括ということではなくて、こういう重要な問題についてはやはり委員会として集中して審議すべきではないのかと思います。そして、この際発言は、教育委員会所管のさまざまな、この機会に取り上げたい課題というのはたくさんあるわけなので、こういう重い問題がこの際発言とまとめてという形になると、その他の課題が取り上げられないということにもなります。ぜひ問題行動の調査結果については、独自に集中した審議をお願いをしたい。

○上原康樹委員長 齊藤信委員から御発言いただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。

○岩崎友一委員 この際を分けるわけにはいかないし、たしかこの委員会が発足した当時、一つの大きな議論になりまして、今日の委員会運営も先ほども議案を分けてかなり審議したり、丁寧にやられていると思います。当時、正副常任委員長会議で、一定の進め方に関しては全ての委員会において方向性の一致を見たわけですから、ぜひその結論に従って運営をしていただきたいと思います。

○上原康樹委員長 そのほかに御意見はございますか。

○齊藤信委員 体育館新築工事に関わる問題は独自にやるわけです。これも重要な問題だと私は思いますけれども、教育委員会所管として児童生徒の問題行動、不登校問題というのは、体育館新築工事に匹敵する、それ以上の教育的な課題だと思います。だから、体育館新築工事の問題は独自にやるが、問題行動の調査結果については一括だという分け方はあまりにも道理がないのではないのでしょうか。

○上原康樹委員長 齊藤信委員の御発言に対して、皆様の御意見いかがでしょうか。

○飯澤匡委員 私は、岩崎友一委員の発言にほぼ同意するわけですが、盛岡地区統合新設校体育館新築工事については、時間が限られた喫緊の課題でありますから、これは十分に審議時間を確保すべきだと思っていて、これはしっかり議論すべき、今しかできない問題ではないかと思っております。

問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が出たということですが、これは委員会としてこれからも取り上げられるわけですから、もし可能であれば結果とともに、今回はちょっと時間的にかなり、今日で終わるということでない、明日もあるということですがけれども、総合的に勘案して、岩崎友一委員が発言したやり方でよろしいのではないかと私は思います。

○上原康樹委員長 それではまず、岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況についての教育委員会からの報告、その報告後に報告に対する質疑を行い、その後、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果については、委員からのこの際発言とまとめて行うことといたしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 それでは、順次発言を許します。

○武蔵教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況につきまして、お手元に配付しております資料に沿って御説明申し上げます。

資料1ページをごらん願います。さきの県議会9月定例会におきまして議決いただきました工事につきまして、現在矢巾町との岩手県立盛岡地区統合新設高等学校における屋内運動場の整備に係る覚書に基づきまして、整備の実施に向け協議を進めておりますが、矢巾町からゼロベースでの協議をしたいとの申入れがございましたことから、調整に時間を要しておりますので、工事の開始が遅れている状況でございます。そのため、工事契約書に基づきまして、令和6年11月8日から12月27日までの間、工事を一時中止しておりますことを御報告申し上げます。

1の工事等の契約状況についてですが、この体育館の整備に係る工事契約は、さきの県議会9月定例会における契約議案でございます建築工事のほか、関連する工事及び工事監理委託の計4件で、資料のとおりとなっております。

次の資料2ページをごらん願います。こちらは、これまでの矢巾町との協議等の主な経緯について整理したものでございます。当該体育館の整備につきましては、令和3年12月13日に検討委員会を立ち上げまして、資料中の左側、ナンバー1から3に記載の期間におきまして、県教委、矢巾町、学校による3回の検討委員会を開催し、双方の課題の確認、整備する施設の概要、学校及び矢巾町の利用時間等の検討を進めてまいりました。

ナンバー4の令和5年2月28日には、県教委と矢巾町の協議におきまして、費用負担割合について県が2、町が1とすることを了承されております。

令和5年5月9日には、設計業務を業者に委託しまして、5月18日から県教委、矢巾町、学校、設計事務所による打合せを重ね、設計図面の作成に当たってまいりました。

ナンバー6の令和5年5月18日の設計打合せにおいては、ハンドボールコート公式のサイズ2面、観客席を設けるなどの仕様で計画していたところです。

ナンバー8、令和5年6月21日の設計打合せにおいては、周辺住宅への日陰の影響を検討した結果、建築基準法で定める基準を満たさないことや、資材高騰等の影響を受け、相当の整備費用がかかることが判明したことから、ハンドボールコート公式サイズを1面の面積に縮小することとしてまいりました。検討委員会での検討結果を踏まえまして、同6月21日にワーキングを立ち上げ、県教委、矢巾町、学校による3回の検討を重ね、施設の利用構想等の検討も進めてまいりました。

ナンバー9、令和5年7月18日からナンバー21、令和6年7月22日までの計5回、矢巾町とともに住民説明会を開催いたしまして、地域の住民の皆様の意見も聞きながら検討を進めてきたところです。

ナンバー13、令和5年10月19日に設計事務所から事業費の概算額約32億円が提示されましたが、想定していた事業費を大幅に上回っていたことから、翌日の10月20日に矢巾町に対して面積の縮減等の事業費縮減案を提示しております。

ナンバー15、11月20日には、県教委、町、学校で縮減内容を検討し、事業費の縮減を図つ

たところでは。

ナンバー16、令和6年4月18日に現在の実施設計図面が確定いたしまして、この図面によりまして工事発注することを矢巾町、学校、設計事務所と確認し、設計図面確定後の令和6年5月30日、県教委と矢巾町による覚書を締結いたしました。

令和6年10月24日の県議会常任委員会では、建築工事の議案を御審査いただきまして、10月25日、本会議において議決をいただいたところでございます。

以上のとおり、これまで県教委、矢巾町、学校と協議を重ねながら、設計図面を作成の上、覚書の締結を行ってきたところですが、今後の進め方等について10月31日と11月15日に矢巾町と協議を行ったところ、協議の場においてゼロベースでの協議をしたいとの申出がございまして、調整に時間を要することから、12月27日までの間、工事を一時中止しているものでございます。

今後につきましては、これまでの矢巾町との協議の経緯、現整備計画及び覚書に基づき、体育館の整備、運営に係る具体的事項を協議しながら、整備を進めたいと考えております。現在、工事の一時中止により、契約業者の皆様には大変な御迷惑と御心配をおかけしておりますことから、早期の工事開始に向けて矢巾町との協議に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 これまで矢巾町と協議を重ね、住民説明会を進めていき、それらを盛り込みながら今日まで来たと思いますが、なぜこのような状況になったと把握しているのか。

また、先般の9月定例会において契約案件の議決をしたわけですけれども、一度委員会を開き、そこで流れて、最終日の前日の委員会で最終的に決まったわけですが、その間にも矢巾町とも協議されたものと思います。それを経て議決し、その後の協議においてこのような状況になったという経過、またそのときの協議等の内容についても説明をしていただきたいと思えます。

○武蔵教育企画室長 まず、矢巾町においてゼロベースでの協議の申入れをしてきた経緯についてでございますが、先ほど御説明申し上げました経緯と若干重複しますけれども、矢巾町においては体育館の仕様が当初の計画どおりでなくなった、すなわち矢巾町で当初想定していたハンドボールコート2面、観客席を設けることなどの仕様を計画した活用を考えていたものが、1面で、またギャラリー仕様になったということが、当初の矢巾町での想定と異なっているという話を受けております。

面積の縮小につきましては、先ほど申し上げましたとおり、矢巾町と設計業者も交えて協議を重ねてきたものと私どもは承知しております。こういった体育館の仕様が当初計画どおりでなくなったことなどを理由に、なぜ今般このような申出があったのか、その時期的なタイミングについてはなかなかこちらでは分からないところでございますが、議会の審議等の関係におきましては、さきの定例会における文教委員会の資料については矢巾町と共有させていただいておりますので、その内容の確認をした上で提出をしておりますので、議会

への議案提案時においては、私どもといたしましては、その内容について矢巾町において了承していただいたものと考えております。

○**工藤大輔委員** そうなると、決まっていた、当然これは契約を進めているわけですから、それを一方的に破棄したと、破棄しようとしているという認識でいてよろしいのですか。

○**武蔵教育企画室長** この間、矢巾町とも協議あるいはコミュニケーションを取らせていただいているのですけれども、覚書の破棄ということではなく、覚書の内容も含め、ゼロベースで検討したいというお話をいただいております。

○**工藤大輔委員** 協議を重ねて設計し、双方合意しているから入札手続に入ったのではないですか。それがゼロベースで見直したいということは、全て、設計上においても、運営の仕方においても、全く最初に戻ると。要は、一番最初の令和3年ぐらいの段階に戻るということです、スタート段階に。それは、決まったものに対して、一方的に解除しようとしているという認識にはならないのですか。

○**武蔵教育企画室長** 矢巾町の申し出に関しては、先ほど申し上げたとおり、覚書の記載も含めてゼロベースでという申し出でございます。県教委といたしましては、契約と同等の効力のある覚書ですので、この覚書に基づいて今後協定書に盛り込む事項として想定しておりました、例えば支払いの時期、管理の方法、持分ですとか、そういった具体的事項について調整をしたいと考えていたところ、今般このような申し出があったものです。

○**工藤大輔委員** それでは、今後、矢巾町とどのような形で協議を進め、実際にはもう既に工事に入れない期間が50日くらい出てきているわけです。年内は入らないということでしょうから、これは、工期への影響あるいは金額、その間事業者等は既に準備し、さまざま進められるはずのものに対して違約金のようなもの、何らかを支払わなければならないケースも想定されますけれども、今回の12月27日までの間の影響をどのように捉えているのか。あとは、これからどの段階で、年内どのような形で、その間協議を進めようとしているのか、県教委の方針をお伺いします。

○**武蔵教育企画室長** まず、全体の工事への影響でございますが、現在、12月27日まで工期を一時中止しておりますので、例えば12月中旬に協議が調い、1月から工事を再開した場合であっても、50日間の工期延長が必要になります。したがって、当初は令和8年4月からの供用を目指しておりましたが、1月から工事再開した場合、単純計算いたしますと令和8年5月7日以降の供用という形になります。したがって、当初、当該校につきましては、統合初年度の令和7年度においては既存の施設である盛岡南高等学校を使用しながら、供用開始されるまでの間、引き続き利用しながら、令和8年度の供用に向けて整備するという事としておりましたが、工期の延長に伴いまして取り得る対応といたしましては、盛岡南高等学校の既存施設の使用により、引き続き生徒の授業や部活動にできるだけの影響、支障のないようにする必要があると考えております。

工事中止に伴う受託業者への影響でございますが、まず、再開して工事が着手される場合においては、工期は中止の期間繰り下げということになりますので、損害賠償は伴わないも

のと考えておりますが、今般の物価高騰などがございますので、請負金額に若干資材等の上昇、影響が生じる可能性もあります。そういった場合につきましては請負金額の変更という手続が必要になると考えております。

それから、契約書上ですけれども、工事の中止に伴いまして、例えば工事の現場を維持するための費用ですとか、あるいは労働者とか、建築機械を保持するための費用が中止に伴って追加の費用が発生した場合、先ほど申し上げた物価高騰なども考えられると思うのですけれども、そういった場合、あるいは受注者側に発注者側が損害を及ぼしたときについては、必要な費用を負担するというを契約書上、明記しておりますので、そのような対応が必要になることも想定されます。

○**工藤大輔委員** 通常、50日ですから、決して短い期間ではないわけです。リース等もしていれば、当然50日延びれば50日分、その間も先に支払わなければ、受託事業者も契約しリース等をしているわけですから、必要な金額が出てくるかと思えます。そうなった際は、求められれば支払うという契約にはなっているのだと思えますけれども、いずれこれは決して小さい影響ではないと捉えております。

また、これが年内の解決ではなく、年越しでもまたゼロベースということは、そこからまた、1年、2年かかるかと思うと、実際この契約がどうなるかということにもつながります。そういったことも含めて、今回の課題はかなり危機感を持って対応しなければならないと思えますし、矢巾町にもそれだけの、自らゼロベースで見直すといった契約後の申し出があるということは、そういったのも覚悟しての申し出なのだろうと思えます。まさか2対1というわけにもならないでしょうし、本来であれば進められることがそうならないということは、矢巾町も相当なものを負わなければならない可能性は十分あると思っております。

そして、何よりもまた延びるということになれば、先ほど来、武蔵教育企画室長から説明もありましたとおり、生徒への影響が出てきます。それを最大限防ぐということもあり、9月定例会では、議会において異例だったわけですけれども、そういった審議を経て議決した案件でもあります。そういったことを考えていただきながら、今後の矢巾町との協議をしっかりと進めていただくように強く要望したいと思います。

○**武蔵教育企画室長** 本議案につきましては、9月定例会で御審議、また議決を得たこと、また今回の工事中止に伴って契約業者に御心配、御迷惑をおかけしていること、いずれも重く受け止めております。工藤大輔委員の御指摘がございましたとおり、請負業者への影響、あるいはまた生徒の授業、部活動への影響なども非常にございますことから、できるだけ早急に矢巾町との協議を進めてまいりたいと考えておりますが、解決の時期については現時点ではなかなか、相手方もございますことから、この場ではお話しすることができかねる状況でございますけれども、いずれ工事への影響というのが非常に大きいのですので、その点については適切な時期に判断が必要なものと考えております。

○**工藤大輔委員** これやはり適切な時期、いつをもって判断するかというのは非常に大きいと思うのです。延びれば延びるほど、その分影響は大きくなるわけですから、それについて

て現段階でどのように考えているのかお示してください。

○**武蔵教育企画室長** 契約書上の考え方からいきますと、発注者側からの中止に際して、受託者側からの契約解除ということも契約書上はうたわれております。工事の中止の期間が六月、本件に置き換えますと、本件の中止期間が六月を超えた場合は、受注者側から工事契約を解除できるという規定になっております。そこまでかかる見通しということではないのですが、契約書上はそういった規定もございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、12月末までの延長ですら令和8年5月まで延びるということですし、例えば年度が明けて4月から工事を再開した場合でも144日間の工期延長ということになりますので、いずれ先ほど申し上げた物価高騰の時期でもございますので、非常に影響は大きいですので、この点に関しては早期の判断を行う必要があるかと考えております。

○**工藤大輔委員** 6カ月たてば受注者側から契約解除できるということなのですが、矢巾町はゼロベースと言っているのです。ゼロベースということは、最初から始めるということです。そうすると、ハンドボールコート2面、しっかりとした観客席が整備されない限り納得しないという条件があるとすれば、設計変更し、再度入札をかけなければならない。その設計変更においても、かなり時間を要するのではないのかと思うのです。半年近い日数がかかるのではないのかなとも推察される、協議を経てそういった合意した場合に、入札まで時間がかかるとは思いますけれども、そういったところを考えると、これは実際にもうのまない、その条件が整わない限り矢巾町は辞退するというのか、新しい体育館の整備には関わらないとなった際、どういった影響、県ではどういった対処をしていこうとするのか。そういったことも考えがまとまっていればお答えいただきたいですし、そうでなければ、いずれ協議をしっかりと先行しなければならぬので、その辺も踏まえて協議をしていかないと、矢巾町にも理解してもらえないとも思いますので、何かあればお答えください。

○**佐藤教育長** 今まさに重大な事態になっておりますし、工事中止の状況も年内ということで設定させていただいております。何よりも工事業者がほかの仕事ができない状況になっているということで、そこにも一定の損害が発生する可能性があるかと、先ほど担当の室長からも話がありました。

いずれ今の時点で我々は予断を持って、いつまで調わなければこうしますという判断は、今まさに協議中のところもありますので、明確なお答えはできかねるところもあるのですが、やはり覚書を結んだという事実、その覚書は協議を重ねてきた現計画を実施するのだということでの覚書でありますので、重いものと理解しておりますので、それを基本的にこの段になってゼロベースというのは、正直なかなか理解し難いという状況でございますので、総合的に業者を待たせているという状況もよく考えて、ずるずる延ばすということとはできないだろうと私は現時点で考えておりますが、いずれ全力で協議に臨むということを申し上げたいと思います。

○**飯澤匡委員** では引き続き、私は今の質問のやり取りを聞いて、説明の中に当初の矢巾町の考えていたハンドボールコート2面、きちんとした観客席を設けるということにまた戻

ってきたのです。これは、どうやったって無理筋なのです。無理筋だけれども、ゼロベースで戻ってきているということの意味がよく分からないのです。覚書といっても、これは契約ですから、これはひっくり返すわけにはいきません。したがって、県としてどういう腹づもりでやるのかというのは、これが問われるわけです。ここまで丹念に協議を進めてきた以上、一番損害が少なくなるというのは、もうこれをやり通すことだと。これを何とか、納得するといったって、もう契約しているわけだから、お願いしますと、こういう迷惑かかっていますということ以外にないです。もしくは、これも反発するようだったら、これは一切この共創計画は終わりということも覚悟はしなければならないと思うのですが、そこら辺のニュアンスはただいまの説明の中ではよく分からないので、もしかしたら矢巾町側は何かを引き出そうとしているのか、2対1の契約をもっと、負担割合を少なくしようとする何かの策なのかどうか、それさえも町議会の全員協議会でも言っているわけですから、こんなこと、ウルトラCができるわけがないので、覚書にも2対1と書いてしまっているのです。ですから、やることは決まっていると思うのですが。

恐らく複数回の話し合いをしているので、そこら辺の細かいところ、どうやったって無理筋なのだから、そこら辺を教育委員会はどういう感触といいますか、何を求めているのか。言えるところと言えないところがあると思うのですが、私はこのとおりにやっていく以外にありませんよと最後通告するしかないと思うのですが、恐らくそうなると思うのですけれども、ニュアンス等について何か雰囲気的なもの、途中で急激に変わったという何か原因があるとすれば何なのか、何か分析があればお知らせください。

○佐藤教育長 まさに今協議中でございますので、あまり予断を持って申し上げるのはどうかとは思いますが、当初の構想から現計画は縮小になったということの中で、費用負担の割合がこれでいいのかということであろうと、持ち出しのお話が根本にあるというふうに理解しております。

ただ、我々とすれば、基本的に前回議決、御審議いただいたときにお示ししましたとおり、小さくなったとしても利用割合が2対1ですから、2対1の負担ですということでは覚書を結んでおりますので、何ら規模の大小というか、縮小したことをもって2対1の負担割合が変わるものではないと考えております。

○飯澤匡委員 そうすると、費用負担の件についてだったとすれば、抜本的にこれは見直したいということなのですか。お金がなくなってきたので、まず大きく構えてしまって、どうやったって当初の計画に戻すというのは無理だから、それは金額がふえるだけだし、基本的な設計がそもそも過大になっているから絞ったのであって、これはどうやったって無理な話ですから。そうすると、いずれあとは、そこまでこじれてしまえば、法的に対応せざるを得ないということになると思うのです。結論的にはもう納得していく以外にないです。日参して、こういうことが表に出てしまうと、教育委員会の信頼性だとか、矢巾町自体の信頼性も、工事中止ということが表に出てしまえば、そもそも学校教育に対する根幹の信頼性も失っていくことになっていきます。統合に対する信頼も失っていくことになってしまうので、そこは

相手方がどういう感覚かは分からないけれども、教育委員会としては身を賭して、これ以外にもちゃんと協議してきたではないですかということとやる以外ないと思うのですが、それに対する考え方なのか、もっと別な方法を考えているのか、その辺の意気込みを示してください。

○佐藤教育長 この共創の事業を推進するに当たって、両者が協力しながら事業を展開するという中でこういうふうに覚書を結んできた、計画も立ててきたという中でありますので、我々としては議決いただいた以降に特段の事情ということはないと理解しておりますので、この覚書に基づいて子細なところを決めていただいて、事業に当たるということが筋だろうと思っていますので、いずれ全力を尽くして、それでやりましょうということはいかなければならないというのが原則だと思いますが、一方で今業者を待たせているという現実、ゼロベースということに乗るわけにはいかないと。だから、我々は、2対1の覚書どおり、それは進めるということの中で、一方で業者を困らせるわけにはいかないと。ところで、そこについては非常に苦しい選択をしなければならないと考えております。

○飯澤匡委員 もう押す以外ないと思います。あまり変な予断を示さないで、いずれ協議してきて、覚書まで示して、2対1という負担割合で県議会にもかかってくるわけですから、あの契約自体も、含み資産を費用に充てるというのは、これはちょっと普通では考えられないことだけれども、共創だということ、矢巾町の負担を極力抑えるということも教育委員会でしんしゃくしたのではないかなと思って、それも認められないというのだったら、ちょっと矢巾町側の真意ははかりかねるけれども、いずれ事態をこれ以上悪くしないためには、とにかく今まで来た協議をそのまま、どういうことでもいいからお願いをして、納得していくしか道はないと思うので、総力を挙げてそういうふうにするべきだと私は思います。

○上原康樹委員長 おおむね再開後2時間が経過いたしましたので、午後3時25分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 この間、建設業協会盛岡支部と盛岡管内の県議会議員との意見交換会があって、そのときに工事休止されていると、50日間休止だと。業者というのは、工期があるから資材も人も組んでいるのです。休止と言われたからといって、それがそのまま1月以降にならないと。だから、損害は既に発生していると、そういう受け止めで対応しないと、ペーパーの話では全然だめですよこれ。私は、びっくりして質問をここに書いたのだけれども、先ほどの経過を聞いて、これ覚書というのは出せますか。

〔「この前出したよ」と呼ぶ者あり〕

○斉藤信委員 もう一回出してください。その後、常任委員会で議論して、もめた中身なのです、率直に言えば。9月定例会で常任委員会を2回やりました。10月24日にあなた方がこの間の経過を整理して報告しました。そのときに、矢巾町とも協議したのでしょうか。書いて

いないのです、そのときの協議が。やっているのですか、やっていないのですか。

○佐々木学校施設課長 10月8日の常任委員会でのさまざまな御指摘を受けまして、担当レベルで、10月10日と記憶していますが、矢巾町を訪問し、今後の進め方について確認をしました。その後、10月24日に議会に提出させていただく資料について矢巾町とも共有をさせていただいて、10月24日の常任委員会に臨んだということになっております。

○斉藤信委員 何でそれがここの日程に書いていないのですか。あれだけでも、この議会でももしかしたら通らないかもしれないぐらいの議論やったのです。だから、そのときにきちんと矢巾町とすり合わせしていたら、こんなことにならないではないですか。だからそういうことが、この経過にも10月10日の協議というのがないのだから、これも1回で済んだのかということもありますよね。

それと、10月31日、11月15日と書いているけれども、これはそれぞれどういう議論だったのか、一緒にまとめるような中身ではないのではないですか。10月31日はどういう議論で、11月15日はどういう議論だったのかと。例えば協議事項は、今後の進め方確認と書いているのです。そして、隣にゼロベースでの検討を申し入れと、これは全然反対のことを書いているのです。だから、10月31日はどういう協議をして、11月15日はどういう協議だったのかと、一番大事なことが曖昧な表現になっているのではないですか。これを正確に言ってください。

○武蔵教育企画室長 まず、令和6年10月31日の矢巾町との打ち合わせに関してでございます。まず、この日は、議会での審議の状況について県から御報告を申し上げた後、今後、協定書等で詳細事項を定めるため調整を進めたい旨、県教委から申し入れを行ったところで、詳細を詰めるに当たっては、矢巾町及び県教委の関係する室課長等による会議体を設けて検討を行うということを10月31日に決めております。

11月15日は、その関係室課長が矢巾町役場に集まり検討を行う段にございましたところ、矢巾町から協議についてはゼロベースでというお話が冒頭にあったということです。

この資料については、主なものを記載した資料でございますので、御了承ください。

○斉藤信委員 だから、これは10月31日と11月15日というのは別な協議なのでしょう。そういうのは、本当に深刻な状況になっているのだから、こういうときは一つ一つ事実を吟味しないとだめなのです。ごちゃごちゃにしていたら。

それで、このゼロベースでの検討申し入れというのはどういう意味ですか。どういう説明があったのですか、ゼロベースというのは。

○武蔵教育企画室長 先ほど御説明を申し上げた部分と若干重複いたしますけれども、矢巾町からは、覚書で締結された条件、すなわち具体的に申し上げると体育館の仕様等が当初の計画どおりでなくなったことなどを理由といたしまして、矢巾町が当初活用を想定していたものと内容が異なっている状態となっているので、ゼロベースで検討を行いたいという話があったものです。

○斉藤信委員 だから、それは覚書を破棄すると、こういう意味ですか。そこは確認したの

ですか。覚書を破棄するのですかと、ゼロベースというのは。

○武蔵教育企画室長 その点に関しまして、矢巾町からは、破棄ということだけではなく、変更であるとか、あるいは見直しであるとか、そういったことも含めて検討をしたいというようなお話をいただいたところです。

○斉藤信委員 ちょっとこの覚書は、どういう中身で体育館を整備するかというのがはっきりしない。負担割合は甲2、乙1と言っているけれども、そこだよ。だから、添付文書がないとだめだよ。この時点での計画書、設計、それはきちんと添付されているのですか、これ。この中身で整備しますよと、見直した、縮小した、それは覚書との関わりでどういうふうに理解すればいいのですか。

○佐々木学校施設課長 覚書は、その1枚のみでの覚書ということになります。先ほど今までの経緯を御説明させていただきましたが、我々とするれば矢巾町と協議の下で実施設計等をつくり上げてきたということですので、覚書につきましては1枚という形で締結させていただきました。

○斉藤信委員 令和5年7月18日に住民説明会をやっています。これは、いわゆる最終案の中身で説明したのですか。その後の変更はあるのですか。

○佐々木学校施設課長 これまで5回の住民説明会をやってきたということをお話しさせていただきましたが、最後はやはり道路の近辺、最前列に住んでおられる方、要は体育館を直視することになる住民の方々が中心となって、こういう色だとすごく圧迫感を感じるのか、もう少し圧迫感解消のために植栽が欲しいとか、そういったさまざまな御意見がございましたので、最後の説明会では確定図面を示した上で、そういった住民の皆様からの意見を聞きながら進めてきたということでございます。

○斉藤信委員 そうすると、実施設計図面が確定したのが令和6年4月18日、その後に3回目の住民説明会が行われていますから、この中身で説明されているということですね。このときは、もちろん矢巾町もそういう最終案と一緒に説明会をやったわけでしょう。だから、3回目の住民説明会の数日後に、覚書が締結されています。だから、中身とすれば縮小した最終案での計画で覚書を結んだと。

ただ、覚書には、第5にこの覚書により難い事情が生じたとき、または疑義が生じたときは甲と乙で協議すると。これは、どういう中身でしょうか。今回のようなものもこれに含まれるのでしょうか。

○武蔵教育企画室長 この覚書に定める当該条項の適用に関しまして、現状に置き換えますと、何ら県といたしましては大きな事情の変更がないという認識でございますので、直ちにこの条項が適用されるものとは考えておりません。

○斉藤信委員 これは、教育長と矢巾町長が署名した覚書なのです。だから、恐らく11月15日にゼロベースでの検討申し入れというのは、これは町長の意向だと、町長の意向を踏まえてやったと。課長レベルの話もいけれども、お互い調印した同士で、差しでしっかりやる必要あるのではないですか。町長はこう言っているのです、県教委は上から目線だと。だか

ら、そういうふうな印象を受けているのです。そのよい悪いは、私は言いませんよ。そういう感想を言うておりました。だから、誠意を持って、道理に基づいて、この問題は絶対年内に解決するというふうにしないと、共創どころではない、狂乱になってしまう。本当に共創で整備をするという、そういう立場に立って、本当にトップが誠意を持って、恐らく課長レベルでは話にならないと思う、ここまで来れば。だから、トップレベルで、かなり詰めたところまで来ているわけだから、どこでそごがあるのか、本当に分からないぐらいなので、私はそういう誠実な話合いをして、誤解も何も取り除いて解決することが必要ではないかと。

○佐藤教育長 議案の審査におきましては、当初の委員会で、私どもの不手際で説明がうまくできなかったことで、長時間の審議をいただいたと。それが10月8日です。10月18日に、私、矢巾町役場にお邪魔して、おわびを申し上げて、今度は10月24日に委員会をまた開いていただけるので、しっかり説明しますということを町長にお話し申し上げて、10月25日に議決いただいた後に、10月31日と資料にあります、これは私が町長のところに、おかげさまで議決いただきましたという報告に上がり、その際、あとは関係課長レベルで進めさせましょうということで御提案をいただいたと。それで、11月15日は日程調整に時間がちょっとかかりまして、課長会議が開かれたというところで、この段になって、この辺りでどうもゼロベースとか、あとは2対1がもう事実上崩れたのだと、要は状況が変わってきているのだというお話がありまして、ただ我々は子細に協定書にルールを書き込まなければなりませんので、今後、覚書の下に。だから、テーブルに着かざるを得ませんので、11月15日、関係課長がテーブルに着いたと。その時点で、今まで一緒に取り組んできた矢巾町の担当課は替わっていると、全然違う方々などが出たということで、本当にゼロベースなのだということ、ここまで申し上げていいのかと非常にあれですが、ということで、本当にゼロベースなのだかと理解したということでありまして、ここにはそういうことで今後の進め方はゼロベースでというのは、実はそういう背景もありました。ということで、相当厳しい状況にあるというふうには私は理解して、ただ私は町との協議といたしますか、交渉といたしますか、何とか覚書に基づいて事業をできないかということでは全力を尽くしたいと思っておりますが、現状ではそういう状況でございます。

○斉藤信委員 そうすると、10月18日というのは、最初の常任委員会でこれが継続になった後ですよね、教育長はおわびに行ったと。そして、10月31日に再び行って、矢巾町長に議決を報告された。ただ、そのときですか、ゼロベースとか負担割合が出たのは。

○佐藤教育長 初めてゼロベースという言葉が出たのは、そのときでございます。ただし、その時点ではゼロベースの意味が分からないので、課長レベルで協議しましょうと言われてたので、ではそれを課長レベルでやりましょうと。その中で、分かってくるだろうということで、11月15日に会議が設定されたという経過です。初めて出たのはいつかと言われれば、10月31日です。

〔「10月31日に教育長が言われたと」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** いずれ経過をたどれば、計画の縮小はあったとしても、最終案で住民説明会もやって覚書を交わしたということですから、私は本当にこれ、その前のことをぶり返して、入札も終わって、工事に入ろうというときに、ゼロベースということはないと思うのです。

ただ、一つ欠けていたのは、県議会9月定例会で県はやったでしょう。矢巾町はやっていないのです。だから、2対1だというのだったら、矢巾町でも一緒に議決しなければだめだったのです、本当は。だから、恐らく十分な説明もしていないのではないですか。工事は県が責任を持ってやるというパターンではあると思うけれども、でもこれは共同で2対1の負担割合ということになれば、やはり9月議会で同時にそれを了承すると、こういう進め方でなかったらだめなのです、これ。そういう意味でもあなた方は全く詰めが甘い。

ただ、いずれにしても今矢巾町が言っていることは、これは道理に合わないので、このままいけば12月議会も何もしないのではないのでしょうか、矢巾町は。これちょっとひどいです。だから、共創なのだから、一緒になって同時進行でやると、そこが本当に一方的に欠けていたと。だから、上から目線だと言われる進め方、県が先行してというふうに見えたのではないのでしょうか。とは言っても筋ははっきりしているので、昔のものをまた持ち出すような話は、これは本来法律に基づいて進めなくてはならない行政がやることでは全くないと思うので。課長レベルでは話は進まないと思います。やはり覚書を交わした教育長と矢巾町長のところで、基本を確認しないと、これゼロベースの話ししかありませんから、課長レベルだったら。いや、そうではないでしょうと、この覚書に基づいてやるのかやらないのかということで、これはきちんと協議しないと私はだめだと思いますので、これを最後に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 御説明したとおり、数年にわたって協議も続け、一緒にやりましょうということでそれなりの手順を踏んできたものが、議決後、急にということで、なかなか一般的にはない事態だと思います。課長同士でも、確かに斉藤信委員がおっしゃるとおり、なかなか進められない、進め難い状況が今生まれつつあるということで、私としても何とか状況を打開したいと考えております。全力で当たっていきたいと考えております。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**坂本教育次長兼学校教育室長** それでは、令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、本県の状況をお手元の資料に沿って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。まず、本調査は統計法に基づき、国が実施している一般統計調査であり、文部科学省において児童生徒の問題行動・不登校等について、今後の生徒指導施策推進の参考にするために毎年実施しているものであります。なお、本資料は本県の国公立学校の調査結果の概要となります。

それでは、まず調査方法等になりますが、調査対象期間、調査項目、調査対象については記載のとおりでございます。なお、公表されている数値は県内の国公立の小学校、中学校、

義務教育学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校の結果を集計したものになりますので御留意ください。

次の調査項目の定義についても記載のとおりでございます。

それでは、2ページをごらんください。調査結果等の1、暴力行為になります。小中高等学校における暴力行為の発生件数は962件で、前年の750件から212件増加しております。

下の(1)の表に暴力行為の区分がございますが、特に生徒間暴力が増加しており、820件で前年の642件から178件の増加となっております。また、暴力行為の1,000人当たりの発生件数は8.6件で、発生件数、1,000人当たりの発生件数ともに過去最多となっております。

次に、(2)が校種別の発生件数になります。小学校が651件で前年比116件の増加、中学校が254件で前年比87件の増加、高等学校が57件で前年比9件の増加となっております。暴力行為の区分は、下の表のとおり対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の4区分になりますが、いずれの校種においても生徒間暴力が多くを占めている状況で、小学校が583件で前年比118件の増加、資料おめくりいただいて3ページになりますが、中学校が209件で前年比68件の増加、高等学校が28件で、これは前年より8件の減少となっております。なお、生徒間暴力の件数については、いじめ認知との相関があり、いじめの中でもたたいたり蹴ったりといった行為は、暴力として集計しているケースもあるものです。

次に、2のいじめについて、まず、(1)のいじめの認知件数になりますが、7,862件で、前年より394件減少しており、児童生徒1,000人当たりの認知件数も69.1件と、これも1.8ポイントほど減少しております。校種別に見ますと、小学校が6,069件で前年比542件の減少、中学校が1,270件で前年比85件の増加、高等学校が393件で前年比52件の増加、特別支援学校が130件で前年比11件の増加となっております。

4ページをごらんください。次に、いじめの発見のきっかけについてでございます。学校の教職員が発見するケースが59.9%と最も多くなっておりますが、その内訳を下の表で見てくださいますと、アンケート調査など学校の取り組みによる発見が全体の半数を占めておりますので、このアンケート調査がいじめ発見の非常に重要なツールとなっております。また、表の中段、学校の教職員以外からの情報による発見については、本人からの訴えが19%、続いて保護者からの訴えが14.8%となっております。

5ページをごらんください。(3)、いじめの現在の状況についてでございます。小中高等学校、特別支援学校を合わせた全体の解消率は82.5%で、全国の77.5%より5ポイントほど高くなっております。いじめの解消につきましては、国のいじめ防止基本方針に示されておりますいじめ解消の定義に基づいて学校が判断しているものですが、解消には二つの要件がございます、一つが少なくとも3か月を目安とする相当の期間、いじめの行為がやんでいること、二つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つになります。なお、心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人とその保護者の双方に対して、面談等で確認することとなっております。

それでは次に、(4)、重大事態についてになります。いじめ防止対策推進法に規定する重

大事態の発生件数は17件で、前年より2件増加しております。

続いて、長期欠席の状況になります。まず、(1)の理由別長期欠席者数については、病気、経済的理由、不登校、その他を合わせた長期欠席者は、小学校が1,169人、中学校が1,914人、高校が814人で、合計3,897人となっております。

次に、(2)の不登校児童生徒数ですが、小学校は不登校児童数が843人で前年比226人の増加、1,000人当たりは15.8人で前年より4.5ポイント増加しております。中学校は、不登校生徒が1,616人で前年より228人の増加、1,000人当たりは55.1人で前年より8.6ポイント増加しております。高等学校は、不登校生徒数が593人で前年より10人の増加、1,000人当たりが20.9人で前年より0.8ポイント増加しております。令和5年度の数值は、不登校児童生徒数については小中で過去最多、1,000人当たりの不登校児童生徒数では小中高ともに過去最多となっております。

次に、6ページになります。高等学校の中途退学についてでございます。まず、(1)の中途退学者数・中途退学率になりますが、中途退学者数は434人で前年比69人の増加、また中途退学率は1.5%、前年比0.3%の増加となっております。

続いて、(2)の事由別退学者数になりますが、表をごらんいただくと、最も多いのが進路変更で225人、構成比51.8%、次いで学校生活・学業不適應が131人で30.2%、この二つで約8割を占めている状況でございます。これについては、中学校と高等学校の連携、特に進路指導等の充実を図る必要があるものと捉えておりますし、併せて高等学校に多様な生徒が入学してくること等を踏まえ、これまで以上に生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導が必要になるものと捉えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんか。

○小西和子委員 問題行動等を含めての質疑になりますけれども、やはり教育は人だということ、今の調査結果をお聞きしても思いました。

それでは、いじめ問題の確かな対応と不登校対策等の推進について、この言葉、どこか聞いたことがあるなど思っているらっしゃると思いますけれども、岩手県教育振興計画の具体的な施策内容の6に当たります。いじめ、不登校対策についての県教委の見解をまずお伺いたします。

○坂本教育次長兼学校教育室長 いじめ、不登校対策についてであります。先ほど御説明いたしましたとおり、本県のいじめ認知件数は全校種を合わせて7,862件であり、前年より394件減少しております。また、不登校児童生徒数については、全校種を合わせて3,052人でありまして、前年より464人増加している状況でございます。

県教育委員会では、いじめの防止に関しては、組織的にいじめの未然防止、対処に当たることが重要であると考えており、この点から児童生徒の主体的な取り組み事例の学校への周知ですとか、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーの配置、管理職や教員を対象としたいじめ問題への理解と対応に係る研修の実施など、いじめ防止対策の推進といじめ事案へ

の適切な対処に取り組んでいるところでございます。

また、不登校対策に関しては、誰一人取り残されない学びの保障の観点からの取り組みが重要であると考えており、この観点から各学校における取り組み事例の周知、県立学校における1人1台端末等を活用した心の相談室の設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による不登校対策の推進に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会といたしましては、調査結果のみならず、各学校現場の取り組み状況等も注視しながら、引き続き一層のいじめ防止対策、不登校対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 それでは、好事例についてお話をしたいと思います。秋田県は教育に力を入れること、子育てもそうなのですけれども、これは人口減少対策になるという方針で何十年も前からそこに予算を厚く充てております。文教委員会で調査に行ったとき、県単でプラスで人を配置した人件費として二百何十何億円とありましたので、もう既に300億円を超えたと思います。御存じだと思いますけれども、秋田県はそれだけ人を多く配置しております。北海道・東北六県議会議員研究交流大会のときに、秋田県の議員が胸を張って言ったのです。そのくらい教育にお金をつぎ込んで人を配置していますので、不登校も少ない、問題行動も少ないというふうに言われました。そのとおりだと思います。人を多く配置するということは、子供たちの思いを酌み取ることができる。したがって、いじめや不登校のことについての情報もすぐ入るということです。

では次に行きます。学校現場は欠員多数、後で質問しますけれども、4月当初で32人の欠員があると。スクールサポートスタッフは、他県が各小中学校に1人ずつ配置するように努力しているにもかかわらず、岩手県は1割しか予算がないということで1割しか入れていない。人員不足です。子供たちと向き合う時間が十分に取れない状況であります。県教委は、小学校、中学校の厳しい働き方を把握しているのでしょうか。働き方改革が進んでいるということがありますけれども、岩手県の小中学校の場合は年々ひどくなっています。今にでも辞めたい、そういう悲鳴が聞こえてきております。厳しい働き方を把握し、対策を講じたのか、端的にお答えください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 県教委では県内の小中県立学校の教職員を対象としたアンケート調査を毎年度実施し、業務への充実感、健康面の安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保に係る教職員の実感について把握するために、今年度も調査を実施し結果を取りまとめたところでございます。

その内容の一部を御紹介しますと、時間外勤務時間が多いと感じるかという項目について、そう思う及びまあそう思うという回答割合は、小中学校で昨年度よりも7.5ポイント減少しております。その一方で、あなたの職場は働きやすい環境だと思うかという項目における肯定的な回答は、小中学校で昨年度よりも3.1ポイント減少しております。時間外勤務の負担感については一定の改善傾向にあるものの、勤務環境の改善については実感を伴った

ものになるにはまだ一層の取り組みの推進が必要だと考えています。

小学校における働き方改革の具体的な取り組みとしましては、先ほども申し上げましたが、県内統一の統合型校務支援システムやスクールロイヤーの導入による量的、質的な負担軽減を図る取り組み、また県教育委員会事務局が実施する会議や調査等について縮小、廃止する業務がないか、市町村教育委員会からも意見をもらう取り組みなどを進めております。これらの取り組みを継続的に進めながら、市町村教育委員会とも連携を図って、働き方改革の推進について県全体で取り組んでまいります。

○小西和子委員 ある程度の働き方の効果はあるということでございますけれども、現場からこういうことが上がってきています。子供たちはやることが多過ぎて疲弊している、各種テストが多いとの現場の声があります。それから、教育の日の講師の資料、びっくりしましたよね。大体、県内小学校の全国学調の順位というのは、大体十何位ぐらいを推移していたのです。それが急降下しておりました。びっくりというか、ああ、そうだなとは思いました。なぜならば人が足りないのです、現場は。人が足りない、人が足りない、何とかしてくれという、そういう悲鳴が日々聞こえています。日々の学習内容だけでぎっちなのです。学習指導要領は皆さん御存じですけども、それをこなすだけで精いっぱいなのです。そこに県学調——岩手県小・中学校学習定着度状況調査が割り込んでくるのです。そうしますと、それを実施すると、事前の取り組み、これを県教委がやるなど言ってもやっています。子供たちが面食らわれないように、こういうやり方だよという説明等をしています。それから、採点、結果分析、事後指導とかがあります。今機器を使うために、そのインストールが何とかで、とても大変だという声がありますが、何十時間もかかる、ある方は40時間かかったと言っております。教科の授業時間も押されますので減ります。子供はこの調査の実施と結果によって自己肯定感が下がっています、教科書と乖離した問題も出されますので。これは、県が掲げるウェルビーイングの理想とかけ離れたものです。子供たちの学習意欲を取り戻すために、全国の3分の1の都道府県でやっていないものですので、人手不足で本当に大変な状況ですので、県学調は廃止すべきだと思います。まだ予算を組んでいないのですから、今がチャンスです。そして、子供たちの意欲を取り戻さなければならないと思います。教育長に見解をお伺いします。

○佐藤教育長 県学調は、児童生徒一人一人の学習の定着状況やつまずきの内容、その要因等を把握して一人一人の指導を充実させる、それから明らかになった学習上の課題を教育施策に反映させるということで、本県全ての教員の指導力の向上に資するということを目的としたものではあります。最終的には児童生徒一人一人の学校における学びがより充実したものになることを目指して実施しているものであります。

その実施に当たりましては、序列化とか過度な競争が生じないようにするといった教育上の効果や影響等に十分配慮しながら、これは先生にとっても子供たちにとってもですが、負担軽減の観点から実施計画の精選、質問調査については今ICT活用を進めているということでもあります。今後ますますICT活用が進んでくると思います。効果的な活用を図り

ながら、効率的な実施で行っていきたいと考えております。

○小西和子委員 それができないのです。わかりますよね。

進みます。子供たちと向き合う時間を十分に取れる人員配置をという項目でございます。

それから、旅費についても随分ひどい話が聞こえてきておりますので、お話をしますと、旅費について各学校に出張旅費を割り当てているのですけれども、これは各教育事務所が行っているのですが、この中で減らされた旅費がそのままとなっている状況で、出張旅費の支出で困っているという現場からの訴えがあります。特に中学校で足りない状況となっております。出張旅費で対応できずに職専免となっているケースもあるということで、これは即刻修正をしていただきたい。

子供と向き合う時間を十分に取れる人員配置を、それから教職員が研さんを積むための予算措置を求めます。これは、県教委の役目だと思います。人が足りない、足りないと言って、とんでもなく現場に負担をかけているということは、もう重々承知だと思いますので、策を講じなければならぬと思います。教育長の見解をお願いします。

○佐藤教育長 旅費以外のところを御答弁させていただいて、旅費については担当の課長から答弁申し上げます。

人員配置、予算措置でございます。まず、定数改善等によって人的配置を拡充していくということは必要だと考えております。先ほどの請願審査の際も申し上げたとおりでございます。国におきましても、教職員の定数改善を内容とする学校の指導・運営体制の充実ということで、中央教育審議会でも本年8月提言がなされ、これを受けて文部科学省で予算上、制度上の措置を含む政策を総合的に推進していくということを言っています。こういった国の動きを注視しながら、やはり教職員の定数改善に要する財政負担につきまして、県として国に対して引き続き要望しますとともに、一方で我々としても岩手県教職員働き方改革プランでさまざまな取り組みを行っております。質的、量的な教職員の業務負担の軽減を図る、これは市町村教委と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 出張旅費について、県教育委員会におきましては、コロナ禍を経て、会議等の在り方に関し単にコロナ禍前に戻すのではなく、リモート会議等の工夫をしながら、また真に必要な出張は何かという視点から、出張の必要性を十分に見極めた上で精選しているところでございます。業務上、真に必要と認められる出張に関する小中学校の旅費につきましては、今後も適切な予算措置に努めてまいりますが、出張の必要性に関しましては、働き方改革の視点も踏まえ、出張の効果と職員の負担を十分に考慮の上、適切に御判断いただきたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。

先ほどの議論で、小学校の中学年までの教科担任制について話がありました。現場の声、人が足りないで、それどころではない。とにかく毎日毎日、担任のところのポストが空いているので、代わりばんこに入ったりするわけです。ちょっと異常です。そして、そうやっているうちに子供が不登校になったりするのです。うちのクラスには担任の先生がいない

と、不登校になるのです。それは、年齢が低ければ低いほどそうなのです。自分たちの隣には先生いるのに、私たちのクラスには先生がいなくなるのです。そういうこともありますので、きちんと配置をお願いします。

それにかかわってです。現在の欠員状況と採用試験合格者の辞退者数についてですけれども、産体育休代替や病休代替が見つからずに、副校長などが担任を行っているという話が多く聞こえておりますけれども、さらに欠員状況は悪くなっているのではないかという現場からの声があります。現在の欠員状況をお伺いしたいと思います。校種別に端的にお願いします。

○**駒込県立学校人事課長兼サービス管理監** 欠員状況についてであります。令和6年12月1日時点で小学校23名、中学校9名、高等学校8名、特別支援学校4名となっております。引き続き、欠員解消に向けて講師等の確保に努めてまいります。

○**小西和子委員** ということは、ふえたということです。ふえてしまいました。来年度からは正規の教員を産体育休代替に配置するよということに動いていると思いますけれども、今時点でも非常に辛い働きをしておりますので、努力をお願いいたします。

他県では、教員採用試験の合格者が多数辞退したり、先ほど言いました高知県では7割が辞退というような報道もありますけれども、岩手県の場合はどうでしょうか。

○**佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監** 採用試験合格者の辞退者数についてであります。今年度実施した令和7年度教員採用試験における現時点での辞退者は、小学校が3名、中学校4名、高等学校3名、特別支援学校は1名、そして養護教諭が2名という状況になっております。

○**小西和子委員** やはり岩手県でもありました。

それから、採用試験に合格しなかった講師がもう他県に行ってしまう。知っている講師なのでけれども、岩手県で育てたそういう講師が他県に行ってしまうというのは本当にもったいないと思っております。

次に、定年退職と定年前退職の増加もあり、今年度当初のように欠員が多数発生するのではないかと危惧しております。来年度当初の人員確保の見通しを伺います。

○**佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監** 来年度当初の人員確保の見通しについてありますが、まずはハローワークへの求人登録に加え、講師確保等の一つとして、本年7月に開設した公式X——旧ツイッターを通して、引き続き講師の求人情報を発信してまいります。

また、昨年度から実施しているペーパーティーチャー説明会については、今年度は盛岡会場だけではなく、希望者が参加しやすいよう、沿岸地域と県南地域を加えた県内3会場で実施しております。教員免許を所有しながらも教職に就いたことのない方々に対し、教職の仕事としてのやりがいや魅力、そして実際の業務内容、勤務条件等について伝え、個別相談にも応じながら、教員を希望する方々の人材の掘り起こしを行っております。

そして、大学訪問については、今年度は48大学へ大幅に増やして訪問する計画を進めており、この機会を活用しながら、4月からの勤務先が未定の大学4年生に対しても、本県でゼ

ひ講師として勤務するという選択をしてもらえよう、丁寧な説明を行っているところであります。

今後も市町村教委と情報共有を図りながら、講師の確保に努め、年度当初においても欠員が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** まず、現職が精神疾患にならないような働き方を進めるべきだと思います、沖縄県のように。

2点目は、県内に1,000人ぐらいの講師がいるわけですが、その講師の皆さんが岩手県に残るような取り組みをすべきです。その方たちは、担任の代わりにすぐ教科にも入れる、そういう力を持った講師たちなので、もう少し大事にしてほしいなと思います。

次に、ICT機器利用における児童生徒の健康課題、文科省の学校保健統計調査によると、子供たちの視力低下が続いております。スマホやタブレットの利用がふえ、さらに学校でのICT機器利用も影響していると考えられます。視力以外についても、ICT機器利用による子供たちへの健康課題について伺います。

続けます。IT先進国スウェーデンで脱デジタル教科書が進められていることについて、県教委はどのように捉えているのでしょうか。

三つ目も。日本は、紙の教科書とデジタル教科書を併用しておりますが、子供たちの学習における影響についてどう考えているか、端的にお願いします。

○**中村保健体育課総括課長** まず初めに、視力以外の健康への影響についてでございますが、姿勢の悪化やドライアイなどが懸念されております。また、スポーツ庁による令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査によりますと、スクリーンタイム、学習以外でテレビ、ゲーム機、スマートフォン、パソコン等の画面を視聴する時間となりますが、このスクリーンタイムが長時間になると体力合計点が低下するという傾向が見られたとされております。

○**武藤義務教育課長** スウェーデンで脱デジタル教科書が進められていることについてありますが、2022年秋の政権交代に伴って、OECD生徒の学習到達度調査PIISA2022における読解力の低下などを背景に、教育のデジタル化に対する見直しの動きが広がっていると新聞報道があることは承知しております。

学力低下の要因は、さまざまな要素が複合的に影響しているものと考えられますが、デジタル教科書の使用による因果関係については、スウェーデン以外の国においても検証が進められているものと捉えております。現在、中教審デジタル教科書推進ワーキンググループにおきましても、諸外国の使用状況も参考にしながら、デジタル教科書の効果、影響、課題を踏まえた推進について検討が進められており、県としても引き続き注視をまいりたいと考えております。

また、デジタル教科書の学習における影響についてであります。デジタルかアナログかという二項対立に陥ることなく、どちらのよさも適切に組み合わせ生かしていくことを基本姿勢としながら、教育のデジタル化を推進しております。現在、文部科学省のデジタル

教科書普及促進事業により、小学校5、6年生の外国語と中学校全学年の英語のデジタル教科書が従来の紙の教科書と併せて、全ての小中学校に配付されているところです。学校では、それぞれのよさを生かし、学習場面に応じて適切に使い分けており、デジタル教科書ならではのよさとして、ネーティブスピーカーが話す音声を児童生徒が各自の習熟度に合わせて再生速度を変えたり、特定箇所を繰り返し再生したりできるなど、個別最適な学びにつながっているものと捉えております。

デジタル教科書の影響につきましては、引き続き効果と課題の検証に努めてまいります。紙とデジタルのそれぞれのよさを組み合わせながら、発達段階や教科等の特性を踏まえつつ、どの学習場面において、どのように使用することが子供たちの学びにとって効果的であるかについて、実践を通して継続的に実績を積み重ねていく必要があると考えております。

○**小西和子委員** じっくりと考えさせるには、紙の教科書がよいといったことが最近も出されております。

最後です。部活動の地域移行についてです。地域移行が市町村や学校任せになっているのではないかという声が学校現場から挙げられております。地域移行がなかなか進まない状況でありますけれども、地域クラブ化と高校の部活動との整合性はどうか、どう図っていくのでしょうか。地域移行した中学生が高校進学することを考えると、高校を切り離して考えることはできないのではないのでしょうか。高校生も含めた地域クラブ化が必要と考えますが、どうでしょうか。

○**中村保健体育課総括課長** 学校部活動の地域クラブ活動への移行については、これまでも文化スポーツ部と連携して、市町村や学校の関係者に対して先進事例発表会、担当者相談会、児童生徒を対象としたワークショップを開催するとともに、市町村や学校を個別に訪問し、教職員や保護者、地域クラブ等の関係者への説明や意見交換を行うなど、各市町村に寄り添った取り組みを進めております。

学校部活動は、県の方針において、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、高等学校の部活動については、中学校の部活動と同様に、多様なニーズに応じた活動を行うことができることとしております。また、地域クラブ活動への移行については、公立中学校を主な対象としており、高等学校については多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、学校等の事情に応じて部活動改革に取り組むこととしております。

県教育委員会といたしましては、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、今後も中学校部活動の地域クラブ活動への移行や高等学校の部活動改革に取り組んでまいります。

○**飯澤匡委員** 大きく2点についてまとめて質問します。

1点目は、冒頭教育長から陳謝がありました根絶されない教職員の飲酒事案について。これは、連続3件もあって、特に私は運輸関係の仕事をしているから、民間の会社でしたらもう営業停止です。今まで何度も何度もあったのですが、全く根絶される気配もないというこ

とは、何らか大きな原因があると思うのですが、その点に対する分析はどうなっていますか。

○大森参事兼教職員課総括課長兼サービス管理監 要因分析というお話がございましたが、先ほど来委員からお話があったように、7月と9月に事案が発生したことを踏まえて、県教育委員会を挙げて飲酒運転の根絶に取り組んできているところでもあります。数次にわたってサービス規律の通知、管理職に求める事項、教職員に求める事項、具体にはアルコールチェックの活用ですとか、飲酒を伴う席にはできるだけ車で行くとか、飲む場合には時間と量を十分考えると、事細かに通知をしていたところがございますが、結果としてそういったことが教職員一人一人に浸透していなかったということが要因だと思っております。

○飯澤匡委員 ずっとあるわけです。本当に困った問題で、ただ私が日頃感じているのは、管理者がびりびりやっても、本人にその気がなかったらやってしまうのです。

もう一つ問題は、飲むなどと言ってもだめなのです、これ。めり張りをつけて、ことが起こらないようにするにはどうしたらいいかということを意識させなければならない。学校に入れば、みんな一人親方だから、幾ら管理者からガミガミ言われたって、ほかに迷惑がかからないと思ったら、自分に甘えてやってしまうわけです。前の日に痛飲して、これぐらいなら大丈夫だと自分勝手に思うからそうになってしまうのです。だから、そこで、これぐらい飲んだら次の日に、業務に差し支えるなどというところの意識レベルをきちんとさせないと、これはいかんわけです。

いずれこのように連続して起きているわけですから、完全な強化月間なり、今までと同じような通常レベルでの注意喚起だけではどうにも解決できませんから、学校全体の連帯責任だったり、いろんな考え方を今までにないことをやらないと、さっきの話ではないけれども、どうやったってこれは信頼関係になっていくわけですから。我々が育ったときは寛容な社会だったから、学校の先生はそこら辺で、道端に寝ている人もたくさんいました。でも、それはしょうがないと思うけれども、今はちょっとそういう時代ではないから、しっかりそこら辺はきちんと結果が出るような対策をしなければならないと思っておりますが、いかがですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 ただいま御指摘いただきましたとおり、飲酒運転の根絶につきましては、教職員一人一人が自分事と捉え、主体的に取り組むことが必要でございます。先ほど教育長から冒頭にもお話しさせていただきましたが、教育長及びサービス管理監からの指示といった部分と、各所属の管理職からの直接の指示や指導、職場風土づくりなどによる地道な取り組みというのも重要だと考えておまして、そういったところを繰り返し繰り返し、粘り強く取り組んでいきたいと考えているところです。

ただいま委員からいただきました御助言、御指摘も参考とさせていただきます、創意工夫を重ねながら、教職員一人一人に当事者意識、危機意識の浸透を図られるよう、飲酒運転の根絶に向けた取り組みの徹底を図ってまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 いずれ先ほどちょっと触れたけれども、飲むなどってはだめなのです。いろいろストレスがかかったり、お酒が好きな人もいるだろうから。ただ、その次のことを、

絶対飲酒はだめだみたいな話だと逆効果になってしまうので、そこの服務規程をどうやったら徹底できるかということを真剣に考えて実行させてください。何度も何度も頭を下げて、それで解決するということでは済まされないのです。何か事故があったら大変なことですから、本当に。アリの一穴から出ますから、事故は。

次の課題ですけれども、県南地域の新設工業高校の開校について。当初の予定どおり、令和7年以降であるという具体的な指針が示されております。これは、新たな県立高等学校再編計画の後期計画の中に出ていますが、これは予定どおりに今動いているのかどうか、その点についてまず示してください。

○西川高校改革課長 県南地域に新設する工業高校の開校時期等についてでございますけれども、現行の高校再編計画の後期計画において、令和7年度までに計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容の検討を進めることとしており、昨年度から設置場所の検討、今年度から教育内容の検討に着手しているところであります。今後、統合時期など整備スケジュールについても検討を進めていく予定としております。

現時点においては、統合決定時の1学年6学級、A Iなどの学科配置について変更は予定しておりません。今後、産業構造や社会の変化、生徒数の減少なども踏まえ、地域の産業界が求める人材育成ニーズに幅広く対応が可能となるよう、検討を進めてまいります。統合及び開校時期といった具体的な内容につきましては、今検討しております教育内容の結果によって取得面積を判断、決定することになりますから、令和7年度中に検討を進めていく予定としております。

○飯澤匡委員 想定どおり、押しなべて順調に事が進んでいるということで解釈していいですか。

○西川高校改革課長 はい。

○飯澤匡委員 問題となるのは、カリキュラムの内容であつたり、いかに人材を育てていくかという新しい観点に立った学校をつくっていかなければならないというのは、第一義的に必要だと思うのですが、やはり県南地域という地域にとってみれば、どこの地域に立地するのかというのは、これ住民の重要な最大の関心事なのです。これは、お互いの自治体からいろいろな具体的などころも指定されているのでしょうか。また、今検討中の委員会の中では、どの程度進んでいるのか示していただきたいです。

○西川高校改革課長 立地場所の検討につきまして、現在奥州市、一関市からは、特に重立ってこちらのほうに働きかけがあるということはありません。

令和7年度までに、計画期間中に設置場所や統合時期、教育内容を検討することとしておりまして、立地場所につきましては通学する生徒の公共交通機関の利便性の確保、通学時の安全性、洪水浸水想定区域といったものを多角的な視点から慎重に検討し、決定したいと考えております。

○飯澤匡委員 これまでの議論の答弁内容と変わらないわけですが、いずれ令和7年度までにこれらも一切合財、結論づけるという方向づけを再度確認させていただきますし、再度

積み残しがあるとすれば何と何なのか、議論、それを示してください。

○西川高校改革課長 積み残しというお話ですけれども、今回地区別懇談会におきましても、地域の方々から土木、建築関係の人材確保が困難な状況にある、それから建築設備を学ぶ高校が少ない、自動車や半導体関連等の産業集積が進む中、どのような人材を育成するのか、専門性を深めるために単独の工業高校を維持してほしいとの意見を頂戴しております。

また、現在パブリックコメント及び県民説明会を開催しております、広く県民の皆様の御意見等を伺いながら、次期県立高等学校再編計画の土台となるビジョンの策定に向け、取り組んでおりますが、県内工業高校の在り方について定員充足率が低い学科が存在する、それから地域や生徒のニーズに合った学科内容と本当になっているのかといった課題がありますので、そちらにつきましても引き続き慎重に検討を重ね、また県民の皆さんからいただいた御意見等も踏まえ、慎重に検討してまいります。

○斉藤信委員 最初に、県立盛岡みたけ支援学校高等部への通学バスの問題について、具体的にどこまで検討が進んでいるのでしょうか。必要な経費もあるので、来年度予算要望にも関わるが、いつまでに方向性を決めるか示してください。

○最上特別支援教育課長 高等部への通学バスに関わる検討状況についてですが、現在におきましても、引き続き対応する人員、学習時程、経費などの課題を整理するとともに、例えばバスについては学校所有のバスを活用できないか、運転手については外部委託する方法のほか、運転技士兼技術員の活用が可能なのかなど、さまざまな選択肢を立てながら、どの方法であれば課題を解決できるのか模索しつつ、関係部署と検討を続けているところです。

今後ですが、現在、先ほど申しましたとおり検討中ですので、具体的な時期につきましては現在申し上げることは難しい状況ではありますが、斉藤信委員御指摘のとおり、来年度予算にも関わっていることですので、引き続き関係部署と確認、協議を行いながら、方向性を明確にしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 去年は、3月まで検討、検討で、実現しなかったのです。今年そんなことをまたやられたら、これは本当に信頼を裏切りますから。前回も聞いて、何カ月かたっているのだけれども、予算要望の関わりを言ったら、これは年内でしょう。年内にやらないと、人の確保だって来年の4月に間に合わないと思うのです。年内までに方向性を決めるというスケジュールで検討していますか。

○最上特別支援教育課長 繰り返しの答弁となりますが、見通し、決定する時期等について、今現在詳しくお答えすることは難しい状況ですが、いずれ先ほど申しあげましたとおり、さまざまな選択肢を立てながら検討している状況ですので、引き続き方向性を明確にするよう進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 教育長、去年のようなことにならないでしょうね。

○佐藤教育長 担当の課長から答弁がありましたように、現在関係部署と協議を続けております。我々としましても要望を真摯に受け止めておりますので、関係部署としっかり確認、

協議しながら、結論を導いていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 丸2年かけた切実な要望で、来年高等部に入る生徒の保護者も切実に感じていますから、今まで通学バスが利用できたのに、高等部に入るとそれが利用できないと、これは仕事を辞めなくてはならないとか、いろいろあるのです。早く見通しを立てて、安心して高等部に進学できるようにぜひやっていただきたい。

次に、今日報告のあった2023年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、最初にこの調査結果では小中高で17%増、3,052人と不登校が増加しました。連続的に急増していると。このことについてどう受け止めていますか。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** 不登校児童生徒の増加についてであります。令和5年度の小中高等学校における不登校児童生徒数は、全国ですと41万5,252人で過去最高となっております。本県におきましても、小中高における不登校児童生徒の総数は3,052人で、令和4年度より464人増加しまして過去最高となっております。

不登校の背景や要因は多岐にわたり、個々の児童生徒の状況も多様であります。文部科学省では児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法——義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨の浸透による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下などが考えられるとの見解を示しております。本県においても同様の認識でございます。

○**斉藤信委員** その要因については、後で立ち入って取り上げたいと思いますけれども、全国的に小学校1年生で2021年比2.69倍、2年生で2.56倍と倍増しているのです。県内の状況はどうでしょうか。小学校1年生、2年生、ここの急増の問題はどう受け止めているかお聞きします。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** 不登校の状況等についてであります。本県におきましても、小学校1、2年生の不登校児童生徒数は全国と同様、増加傾向にございます。令和3年度と令和5年度を比較いたしますと、小学校1年生が15人から40人に増加、小学校2年生が30人から83人に増加している状況でございます。

不登校の背景には、やはりさまざまな要因があるものと捉えておりますし、個々の児童生徒の状況も多様であると捉えています。県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、24時間子供SOSダイヤル、相談窓口の設置、教育支援センター、フリースクール等民間団体等との連携を図る不登校児童生徒支援連絡会議の開催、いじめ対応・不登校支援等アドバイザーの常勤化、市町村の教育支援センターの設置、拡充による相談体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

○**斉藤信委員** 子供が何で苦しんでいるのか、何がきっかけで不登校になっているのか、その要因、背景、実は大変興味深い報告がありました。これは、文部科学省委託事業で不登校の要因分析に関する調査研究、ことしの3月に公表されたものです。ごらんになっていると思います。これによると何がきっかけになっているのか。実は、不登校児童生徒のうち26.2%がいじめ被害を訴えていると。中には、いじめ重大事態に該当する児童生徒がいる可

能性があると。これは30日以上不登校になっていけば重大事態です。もう一つは、仲のよい友達がいらない19.9%、友人関係の問題が不登校のリスクを高めているという指摘があります。教師の関係なのですけれども、先生から激しく怒られた、体罰があったと回答した者が16.7%、先生と合わなかった35.9%、教師の態度や指導方法が不登校の要因になっている可能性があるというふうに指摘しているのです。だから、教師、学校の問題、そして三つ目に不登校生徒の41.2%が学業不振、宿題ができていない40.5%ということで、やはり授業についていけない、宿題ができなかった、そういう苦しみの中で不登校に陥っている。先生方の把握と、無気力、無関心とか、そういうのと全然違うのです。文科省の委託で子供たちの声を聞いて調査した結果です。

私は、やはり子供たちの苦しみ、声にしっかり心を寄せて不登校問題に対応すべきだと思いますけれども、不登校の要因分析に関する調査研究報告書、どのように受け止めていますか。

○坂本教育次長兼学校教育室長 不登校児童生徒が不登校に陥る要因等についてでありますけれども、文部科学省は今回の調査結果から、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻っていく中で、子供たちがさまざまな悩みを抱えたり、困難な状況に置かれたりする状況がうかがわれる。子供たちをめぐる環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、独りで抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があるという見解を示しております、本県におきましても同様の状況にあらうかと捉えております。

また、人間関係をうまく構築できない等々により、それがきっかけとなっているというようなこともあらうかと思っておりますので、学校の現状等を幅広く今後とも捉えていきたいと考えております。

○斉藤信委員 文科省のそれは、不登校の背景説明なのです。きっかけでも要因でもない。私は、極めて抽象的な話だと思っています。だから、私が紹介したように、文科省が今年の3月に委託事業で結果を公表した、私がリアルに紹介したではないですか、何がきっかけで不登校に陥っているか。いじめ、教師の言動、体罰、教師との関係ですね。あとは紹介しませんでしたけれども、画一的なルールや活動、枠組みの中で児童生徒を受け入れるしかない学校の問題を示唆していると、学校風土の問題ですね。これは管理と競争の教育なのです。そういう問題をどう打開していくか。本来学校というのは、子供にとって楽しい場所であるべきなのです、友達もいるし。ところが、学校に行けなくなるというのが不登校です。学校が辛い場所になっている、行けない。その結果が無気力、閉じ籠もりとかになるのです。私は、今学校がそういうつらく苦しい状況があるのだということを、やはりリアルにつかんでやっていく必要があると思います。

正確なことをもう一つ言うと、やはり発達特性とか障がい、家庭の困難などが不登校と関連することもあると。これは大体2割程度と言われております。だから、そういう意味では多

様なのです。しかし、こういう発達特性とか障がいとか家庭の困難さというのは、合理的な配慮、特別支援教育をはじめとする長期間の継続的支援で解決できるというふうに指摘をしております。そういう意味で、子供たちの実態、声から不登校問題の解決に当たっていただきたいと思います。

そこで、実は文科省がCOCOLOプランという不登校対策を出していて、私も見たのですが、一番の目玉は、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指すと。気持ちは分かるけれども、ゼロを目指すなんていう画一的なアプローチに私は文科省の冷たさを感じるのです。私に届いた教育新聞の見本紙にいい記事があったので見ました。これは上智大学の酒井朗教授ですが、不登校の子供にとってまず重要なのは十分な休養を取ることで、加えて欠席中も学びを継続できるよう支援することが求められていると。ここの観点が大事なのです。だから、ゼロを目指すなんていうことになると、また画一的なアプローチになってしまう。休養が必要な子供には、やはりしっかり休養させて、活力を取り戻すと。そして、学ぶ意欲が出てきたら、いつでも教育に、学習にアクセスできるような体制をつくるというのが私は筋なのだろうと思います。

もう一つ、子供たちが苦しんでいるのと併せて、これは岩手日報の論説、読売新聞にも出ましたが、オンラインフリースクールを運営会社による不登校児童生徒の保護者の調査結果で、不登校児童生徒の保護者2割が離職していると。これ本当に深刻な問題です。この間、私も不登校支援フォーラムで、不登校児童生徒の親御さんの意見発表も聞きました。子供も悩んでいるけれども、親も悩んでいるのです。だから、私は、子供との結びつきを学校としては絶対切らないと、相談に乗ると、必要な支援はすると。その際、やはり親ですね、親の苦勞、苦しみにも心を寄せて、親と一緒に解決するということが必要なのだと思います。これは共通して、この間の不登校支援フォーラムでも言われましたけれども、親も一緒にめいってしまうのです。だから、親が元気になれば、子供も気が楽になって活力を取り戻す。これも共通の教訓です。ですから、親を励ますという取り組みというのもセットで行われるべきではないかと。親に対する支援というのはどうでしょう、県としてはどのように取り組まれているのでしょうか。

○坂本教育次長兼学校教育室長 相談機関へのアクセスのない児童生徒、保護者についてありますが、本県の不登校児童生徒のうち学校内外の機関で専門的な相談、指導を受けていない児童生徒は、公立小中学校が791人で32.4%、公立高等学校が120人で33.1%となっております。なお、令和5年度の調査から新たに、不登校児童生徒のうち学校内外の機関等や担任等から、この担任等からというのが加わっておりますが、相談、指導等を受けている人数という調査項目が加わりました。その結果を見ますと、小中学校が2,359人で96.6%、高等学校が351人で96.7%となっており、この数値は全国と比較しましても、小中学校で0.8ポイント、高等学校で5.1ポイント高い数値となっております。この結果から、本県においては、学校内外の教育機関で相談、指導は受けていないものの、学級の担任とはつながっているという実態が見えてきておりますので、今後も学校と家庭の連携を大切にしながら、不登

校児童生徒、保護者のニーズを丁寧に聞き取りながら、学校内外の機関につなげるというような支援をしていくことが重要であるというふうに考えております。

また、学校内外の機関からも担任等からも相談、支援を受けていない児童生徒、保護者が、不登校児童生徒のうち3%程度いるということになりますので、こちらに対しては保護者への相談機関や相談窓口等の支援情報の提供ですとか、アウトリーチ型の支援の提供などに努めてまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 小中高とも96%が学校とつながっていると、これは私高く評価したいと思います。やはり何でも見捨てない、学校も諦めないということが大事なのだと思うのです。あなた一人一人を大切にしているよというアプローチがすごく、押しつけではなく、そういうことをしっかり進めていただきたい。

それで、教育のアクセスの問題ですけれども、県内の教育支援センターは何か所で、実際にここを利用している子供たちは何人なのか。フリースクールは県内に何か所あって、ここを利用している子供たちは何人なのか。校内教育支援センターというのが46%ぐらいつくられているということですのでけれども、この校内教育支援センターを利用している子供の数というのは分かるでしょうか。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** まず、教育支援センターの数につきましては、県内33市町村のうち27市町村で設置されております。また、設置されていない市町村におきましても、校内教育支援センターは設置されている状況になっております。

県内における教育支援センターの利用者数でございますが、合計で221名となっております。

県内のフリースクールの設置状況につきましては、県内に10団体、利用児童生徒数は合計で198名（後刻「県内に17団体、利用児童生徒数は合計で146名」と訂正）となっております。

○**斉藤信委員** フリースクールは大変重要な役割を果たしているのだと思います。ただ、今教育支援センターを利用しているのは221人、フリースクールは10団体で198人ですから、419人なのです。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** 済みません。間違えて令和5年度の人数を答弁しましたので、修正させていただいてよろしいでしょうか。

令和6年度の県内におけるフリースクール等の設置状況でございますが、県内に17団体、利用者数が小中高合計で146人となっております。大変失礼いたしました。

○**斉藤信委員** 去年の利用者数は198人、今年は17団体にふえたけれども、利用者数は146人なのです。去年の数で比べても410人そこそこののです。だから、これはこれで重要な役割を果たしているのだけれども、不登校の児童生徒数から見たら、まだまだほんの一部なのです。不登校の子供たちに、本当に学ぶ意欲のある人に全て教育を受けるアクセスといったら、これは大変なことです。そういう意味では、やはりフリースクールを大事にする。

ちょっと聞きたいのだけれども、一関市では教育委員会と連携して、花泉町に虹の学園という新しいフリースクールをつくったのです。特例校を目指すということで、言わば授業を

受けたのと同じような評価がいただけるような努力をしています。実際にフリースクールで授業を受けたのと同じように、通学したと評価されるような対応をしているフリースクールはあるのでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 悉皆ではないのですけれども、一例として申し上げますと、盛岡市にございます盛岡ユースセンターが学校と連携した単位認定による授業の受講という運用をしていると承知しております。

○斉藤信委員 フリースクールも去年の10団体から17団体にふえています。利用者数は去年よりも少なくなっているもので、本当にさまざまだと思います。波があるのだと思います。しかし、フリースクールを利用している子供たちもまだ一部で、紹介があった盛岡ユースセンターのように、授業を受けた、通学をしたという評価がされるフリースクールというのはまだまだ少ないのだと思います。だから、そういう連携も強めていかないと、通学ゼロになったりすると通信簿1なのです。これは進学のとときに門が狭まるということがありますから、そういうところもぜひ工夫をしていただきたいと思います。

不登校問題は本当に切実な問題です。ただ、不登校を経験した子供というのは、意外と大きくなってから閉じ籠もっていないのです。困難を乗り越えた子供というのは、決してその後閉じ籠もっていない。閉じ籠もりの数の2割程度しかいないのです。小中高から閉じ籠もって、大人になっても閉じ籠もっているというのは少数です。そういう子供の時期の困難を乗り越えた子供というのは、ある意味、その後強く、楽しくというか、生きる力をつけているというのも事実ですから、長い人生を考えてみれば、その時期というのは苦闘の時期であっても、それが新しい成長の力にもなると。そういう形で子供たち一人一人を見て、本当に支援する取り組みを進めていただきたい。

校内教育支援センターの利用人員というのは分かりませんか。あとは、こういうところに対する教員等の配置、これ特別の配置というのはあるのでしょうか。

○伊藤学校教育企画監 各学校の中に設置される校内教育支援センターは学校の施設の中に、不登校の子供たちがそこに通うところなのですけれども、そちらの利用人数は、申し訳ございませんが、事細かには把握してございませんけれども、こちらの人員の加配に関しては、教員の児童生徒支援加配であったり、国庫補助事業を活用した学校生活サポートの配置等によって、市町村による運営を支援させていただいているところでございます。

○小林正信委員 私も問題行動の件で、お話を伺いたいと思います。高校生の不登校の対応を毎回取り上げさせていただいていたのですけれども、それに対応して県立図書館のふれあいルームの活用というところで取り組みも進めてこられたと思います。やはりまだふれあいルームも3名くらいが利用している状況とか、高校生の不登校に対してもう少し手厚い支援が必要なのかなと思うのですけれども、この後の対応はどうなっていくのか、どうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○坂本教育次長兼学校教育室長 今年度、県立図書館内にふれあいルーム盛岡を設置いたしました。今年度の利用者が4名ということですので、今後も周知に努めてまいりた

いと考えております。

また、高校生の支援につきましては、まず早期発見ということで心の相談室等を昨年度から実施しております、1人1台端末等を利用した悩みや不安を抱えた児童生徒のために心の相談室を設置し、令和5年度の相談件数は331件、今年度は9月までで56件ということで、学校現場における重要な支援ツールとなっているところでございます。いずれ早期発見、早期対応ということをご心掛けて、高校生の支援も進めてまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** 心の相談室ですけれども、たしか県立高校だけではなくて、例えば市町村にも取り組みを促して、小中学校でも心の相談室を広めていくというお考えもあったかと思うのですけれども、そういった状況がもし分かればお伺いしたいということと、こころの健康観察についても、毎朝心の状態を端末から教えるという非常に素晴らしい取り組みだと思っておりますけれども、こころの健康観察の中で、例えばこの子心配だなということで直接支援ができたとか、活用状況も教えていただければと思います。

○**伊藤学校教育企画監** 心の相談室に関して市町村に向けた導入の御案内ですけれども、県としても小中学校向けということで、幾つかの市町村教育委員会に対して導入してはどうですかといった話をさせていただいている状況でございます。

また、こころの健康観察に関しましては、小林正信委員御指摘のように、今年度から取り組んでいるところでございますけれども、現場からの声として、こころの健康観察システムが晴れとか雨、曇りという形で、自分の今日の気持ちを生徒たちに教えてくれるというシステムなのですけれども、それに合わせて一言メモが書けるようになっていると聞いております。メモの中身が雨でもどれくらいまずい状況なのかとかということが結構分かるので、非常によいと、そのメモを見て、これは早期介入すべきという判断がしやすくなっているという話を聞いております。

○**小林正信委員** そういうことで、早期介入していることもあるということによろしかったのですね。わかりました。

また、心の相談室は、市町村では特にまだ取り入れていないということで、紹介だけはあるという状況でよろしかったでしょうか。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** 心の相談室ですけれども、田野畑村、岩手町、葛巻町に御紹介させていただき、一部で運用が始まっていると伺っています。

○**小林正信委員** わかりました。非常にいい取り組みだなと、全ての小中学校にも広げていただきたいと思っておりますので、その辺りのアプローチもぜひ引き続きお願いしたいと思いません。

ただ、児童生徒の心の状態をしっかりと見てくださっているスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーに関しては、エリア型を導入するなど取り組みを進めていただいておりますけれども、スクールソーシャルワーカーに関しては特に報酬の問題とか、1人当たりの負担がすごく大きいということ、あるいは不登校児童生徒の親御さんからはスクールソーシャルワーカーというのは知らなかったというような声も聞いたりして、それ

だけスクールソーシャルワーカーも大変な状況もあるのかとも感じているところでございます。

今後、生徒と保護者も支援をしていくという意味で、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは重要な取り組みをされると思うのですが、ここはたしか震災関連予算を使っているかと思っております。今後、例えば震災関連予算がなくなるという状況になったときに、これは存続できるのか、今の人数を維持できるのかといった懸念もあるところでございますけれども、そういったことも含めて、今後のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの取り組みをどのように考えておられるのか、お知らせいただければと思います。

○伊藤学校教育企画監 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつきましては、現在エリア型スクールカウンセラーであったり、配置型スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーも同様にエリア型、訪問型といった形で配置しております。スクールカウンセラーに関しては、県内全ての公立学校での相談に対応できる体制を、スクールソーシャルワーカーに関しては全ての中学校区に対応できる体制を整えているところでございます。

復興予算というお話がありましたけれども、現在こちらは国で議論されている状況でございます。その経緯を見守りつつ対応していきたいと考えております。

○小林正信委員 ぜひ今の人数というか、頑張ってくださいっているので、これを何とか維持できるように、あるいは増員できるように、予算の関係もありますけれども、お願いしたいなと思います。

これまでの不登校対策について、さまざま本会議でも他県の事例とか、私もこの間の質問で兵庫県の取り組みを御紹介させていただきました。その中で親御さんが、自分の子供が不登校になってしまって、どこに相談していいのかわからないような状況で、ずっとそれが続いていると。そのときが一番苦しいのだというお話を私も伺いましたけれども、やはりすぐに相談できたりとか、相談先があるという安心感が必要なのかなと思います。兵庫県ではフリースクール等と連携して、相談の会場みたいなところをつくって、各地で相談会をやったりしていると。そういうものがあるだけでも希望になるのかなと思うのですが、岩手県としても、学校もそうなのですが、学校に相談できない、学校に相談してもなかなか先生も忙しくて大変だということもあるかと思うので、そういったところを設置する、検討するというのも必要なのかなと思うのですが、保護者、児童生徒の相談先の取り組みを教えてくださいたいと思います。

○坂本教育次長兼学校教育室長 不登校に関する相談先についてでございます。県教育委員会では、不登校児童生徒一人一人への適切な援助や支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをまず配置しているところでございます。また、24時間子供SOSダイヤルや県立総合教育センター及び各教育事務所のふれあい電話、教育委員会のふれあいメールなどを設置することで、不登校児童生徒、保護者、学校の教職員等が相談で

きる体制を整備するとともに、これらを含む不登校に関する相談窓口を紹介したカードを作成いたしまして、これを県内全児童生徒に配付をし、周知を図っているところでございます。また、県や各市町村の教育委員会でも保護者等からの電話相談に対応しており、引き続き不登校児童生徒や保護者等がいつでも相談できる体制の整備に努めてまいります。

○**小林正信委員** 相談先があっても、やはり伴走型の支援、寄り添って継続的に相談に乗ってくれるという環境が大事なのかなど。相談先があって、電話して、悩みを聞いて終わりというのではなくて、一緒に悩んでくれるというか、そういった相談先も必要なのかなど思っております。そうした意味で、今いろんなスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、そういったところの力も、フリースクールの力も借りながら、伴走型支援をしていただきたいと思います。

また、兵庫県の取り組みでは大きく3点あって、1点目がさっき申したような相談体制の充実、もう一点が不登校の校内サポートルームに人員を配置するという取り組み、これもすばらしいと思うのですけれども、3点目が人材バンクをつくっているという、大学生とかに、不登校とか、そういった子供の支援をしてみないかという呼びかけをして、人材バンクに登録をしてもらって、市町村と連携してやっていくという、若者、大学生の力を借りた不登校支援というのをやっている。非常にすばらしい取り組みだなと思うのですけれども、こうした取り組み、例えば今若者カフェに県も非常に力を入れてやっているのですけれども、若者カフェを居場所にするとか、こういう若い世代に不登校児童生徒と触れ合っていただくとか、そういった取り組みもやはり重要なのかなど思うのですけれども、人材バンクの御所見をお伺いしたいと思います。

○**坂本教育次長兼学校教育室長** 御質問の兵庫県における施策についてでございますが、兵庫県では令和6年度から児童生徒と年齢が近く、不登校児童生徒たちへの支援に関心の高い学生を募集して、市町村の教育委員会が求める人材と結びつける人材バンクを創設し、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実を図っているということは承知しております。

不登校対策は、児童生徒の社会的な自立を目指して、学校、家庭、地域、関係機関、行政の関係者が協力しながら、支援を行うことが重要であり、そのための具体的な方策としてはさまざまな手法があり得るという認識をしております。県教育委員会におきましては、不登校児童生徒の多様な学びの場や居場所の確保、フリースクール等民間団体等との連携を図るために、11月にも2回目の不登校支援フォーラム2024を開催し、不登校の経験者や保護者による体験談や、教育支援センターによるアウトリーチ型支援の取り組み、フリースクール等民間団体による学習支援などの取り組みの発表を行うとともに、参加者による情報交換等も実施し、広く不登校児童生徒の支援について理解を深めたところでございます。今後も多様な主体との連携強化を図りながら、児童生徒の支援に努めてまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** フリースクールの話が出ましたけれども、やはりフリースクール自体の

運営も大変厳しい状況にあると。フリースクールに通っている親御さんの経済的負担も大変だと。こうしたところに対する経済的な支援について教育委員会としてどう考えているのかお伺いします。

○坂本教育次長兼学校教育室長 不登校対策は、全国的に教育支援センター、フリースクール等民間団体、学びの多様化学校、オンライン活用など、児童生徒一人一人に応じた多様な施策が展開されているものと承知しております。

本県においても、教育支援センターの全市町村への設置や校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームの設置などに優先的、重点的に取り組むとともに、不登校児童生徒支援連絡会議を通じて、フリースクール等民間団体との連携や保護者支援に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、国の動向あるいは他県の取り組み等を注視しながら、児童生徒一人一人に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 今回の本会議でも多くの議員が不登校の問題について取り上げました。現時点でも悩んでいらっしゃる保護者や児童生徒も多いということで、取り組みの充実が急務なのだろうと、今さまざまな取り組みをしていただいているところでありますけれども、不登校対策のしっかりとした新たな取り組みというのが必要なのではないかなと思っています。

そうしたところも含めて、やはり不登校対策のしっかりとした予算を確保するということが重要なのではないかなと思っています。不登校対策の予算拡充、新たな事業について、来年度の予算も今検討されているかと思っておりますけれども、そうした考えについてお伺いをしたいと思います。

○坂本教育次長兼学校教育室長 不登校対策に係る取り組みについてであります。いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランにおいて、不登校などの未然防止、早期発見、適切な対応を推進するため、ICTを活用した教育相談体制の一層の充実、関係機関と連携した教育機会の提供などを掲げ、教育委員会ではこれまで魅力ある学校づくりによる未然防止、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、市町村の教育支援センターのさらなる設置による相談支援体制の強化、国の事業を活用した県内モデル校へのこころの健康観察システムの導入などに取り組んでまいりました。

また、今年度新たに県の教育支援センター、ふれあいルームの利便性を高めるために、県立図書館内に分室を設置したところであります。不登校生徒やその保護者に対するアウトリーチ型支援等の充実を図るために、不登校の子供を抱える保護者の支援を目的としたフォーラムを開催するなど、不登校対策の強化にも取り組んでいるところでございます。

厳しい県財政の中ではありますが、必要な予算の確保に努めながら、児童生徒一人一人の支援ニーズを的確に把握し、児童生徒の居場所が確保できるよう不登校対策に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○小林正信委員 ぜひとも取り組みの推進をお願いいたします。

もう一点、小中学校、高校のエアコンの設置につきましては、ほぼ完了していると思いま

すけれども、学校の体育館のエアコン設置について、小中高の状況が分かればお伺いしたいと思えます。

○佐々木学校施設課長 体育館のエアコン設置状況でございますが、文部科学省が行いました調査によりますと、令和6年9月1日現在で体育館にエアコンを設置している小中高等学校はございませんけれども、今年度、田野畑村立田野畑中学校で国の交付金を活用して体育館のエアコンの整備を進めているところでございます。

○小林正信委員 今回さまざま災害もあって、体育館は災害時に避難所になっているところで、国も避難所に指定されている体育館を優先的に補助して、体育館のエアコン整備をしているようでございますし、また山形県では全体の50%ぐらいがもうエアコン設置していると。ただ、よく聞くと、スポットクーラー、スポットエアコンみたいな安いものを配備しているということで、そういった予算をあまりかけないような取り組みをしているのかなと思えます。

国もたしか3分の1の補助を2分の1に引き上げるような方針も出ているようですが、岩手県として体育館へのエアコンの設置、非常に予算も必要なところであるかと思うのですけれども、今後どのように進めていくお考えなのか、その辺りをお伺いして終わりたいと思えます。

○佐々木学校施設課長 県立以外の小中学校につきまして、市町村で設置ということになりますけれども、令和6年11月22日に閣議決定をされました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策におきまして、避難所となる全国の学校体育館への空調設備について、ペースの倍増を目指して計画的に進めるとされたところでございます。これを踏まえて文部科学省からは、令和6年度補正予算案におきまして、避難所となる公立小中学校等の体育館等への空調設備の整備を加速するために必要な経費を計上しておりまして、積極的にその活用を検討するよう通知がありましたことから、各市町村に対して周知を図ったところでございます。今後、各市町村におきまして検討がされていくものと考えております。

○小林正信委員 ぜひともよろしくお願ひします。高校は対象外でしたか。分かりました。ぜひとも各市町村とも連携して、避難所になっているところが優先でもいいと思うので、しっかりと整備されるように、推進を県としても後押ししていただければと思えます。よろしくお願ひします。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

再開からおおむね2時間経過しておりますけれども、休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**上原康樹委員長** 会議を再開いたします。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第18号公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に關し議決を求めることについてを議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

○**安齊学事振興課総括課長** 議案第18号公立大学法人岩手県立大学定款の一部の変更に關し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案は、議案（その2）の54ページとなりますが、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明をさせていただきます。

まず、1の提案の趣旨についてでございますが、岩手県立大学定款の一部を変更するため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の定款変更の内容であります。岩手県立大学において定款に定める建物、具体的には宮古短期大学部にあった老朽化した物置でございますが、これが除去されたことから、定款第23条に定める資本金に関する事項について変更しようとするものであり、定款第23条、資本金については、県が出資する法人の業務に必要な土地及び建物とし、当該資本金の額は、当該資産について出資の日において県が時価を基準として評価した価額の合計額326億7,909万9,000円に改めるとともに、別表第1及び別表第2を削除しようとするものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、地方独立行政法人法第8条第2項及び第80条の規定により、主務大臣の認可の日となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**上原康樹委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松本理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第19号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第8号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の10ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、10款教育費、9項私立学校費の266万6,000円の増額でございます。

内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の68ページをごらん願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費について266万6,000円を増額しようとするものであります。これは、給与改定を踏まえ、私学振興に係る職員の人件費を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもってふるさと振興部関係の議案の審査を終わります。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第44号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第45号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので、一括議題としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 では、当局の参考説明を求めます。

○安齊学事振興課総括課長 請願陳情受理番号第44号及び受理番号第45号について、資料により御説明を申し上げます。

初めに、資料の1ページ目をごらんください。今回受理された二つの請願について、請願事項の対応状況を表に整理しております。まず、左側の受理番号第44号につきましては、国に対する請願事項として経常費助成費等の補助の拡充強化等5項目について、右側、受理番号第45号につきましては、県に対する請願事項として運営費補助の増額等5項目、国に対する請願事項として、先ほどの第44号と内容が重複いたします経常費助成増額等2項目が掲げられているものでございます。2ページ目以降の説明の参考として、便宜、御利用いただければと思います。

それでは、補助制度の概要の説明に移ります。2ページをごらんください。2の経常費助成費補助及び運営費補助についてでございますが、まず(1)、経常費助成費補助等は、国の

私学助成の大きな柱でございます、次に御説明する県の運営費補助の財源となっているものでございます。

ア、私立高等学校等経常費助成費補助は、私立高等学校等の教育条件の維持向上等を図るため、私立高等学校等の経常的経費に対し都道府県が助成を行う場合に、国から都道府県に対し交付されるものでございまして、生徒等1人当たり国庫補助単価は、令和7年度文部科学省予算の概算要求において増額要求がなされているところでございます。なお、幼稚園の単価の増が大きいところでございますが、これは別建てで予算措置されております処遇改善の一部が経常費として加算されたこと等によるものでございます。

次に、(2)、運営費補助は県の補助制度でございまして、県から私立学校の経常的経費に対し交付しているものでございます。運営費補助における生徒1人当たりの単価は、先ほどの(1)、アの国の補助単価に地方交付税単価を加えたものでございます。県単価は、国の単価等の改正に合わせて増額をしております、今後も所要の予算の確保に努めてまいり所存でございます。なお、高等学校につきましては、県単独事業として創設いたしました新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業費補助により、運営費に1.5億円を上乗せして、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しているところでございます。

3ページをごらんください。次に、就学支援制度でございまして、まず、(1)、私立高等学校等の就学支援金制度でございまして、これは令和2年度から実施されている国の制度でございまして、私立高等学校に通学する生徒の授業料に充てられるものとして、年収590万円未満の世帯には最大で年間39万6,000円、年収590万円以上910万円未満の世帯には年額で11万8,800円の支援金が支給されるものでございます。

そのほか、(2)、奨学のための給付金制度によりまして、授業料以外の学用品等に対する支援について、生活保護受給世帯や非課税世帯を対象に給付金が支給されているところでございます。

県におきましては、これらの国庫補助を活用し、私立学校に通う生徒等への就学支援を行うとともに、国に対しても制度の拡充について要望しているところでございます。

4ページをごらんください。次に、(3)、授業料減免補助等についてでございますが、まずアの授業料減免補助は、さきに御説明いたしました国による就学支援制度に加えまして、本県では国の就学支援金対象のうち年収590万円以上620万円未満の世帯に対し、年収590万円未満世帯への支援との格差を緩和するため、県単独の減免補助を実施しているものでございます。

また、イの入学金減免補助は、生活保護受給世帯の高校生等を対象としたものでございまして、入学金減免事業に対し生活保護で支給される就学金の額を控除の上、支援しているものでございます。国の就学支援制度と県独自の減免補助制度により、引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の就学支援に努めているところでございます。

また、ウのその他でございまして、東日本大震災による被災児童生徒等に対しては、入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成や、高校生に対してはいわての学び希望

基金を活用した教科書、修学旅行、入学一時金等の給付を行っているところでございます。

次に、4のICT環境の整備についてでございますが、私立学校におけるICT環境の整備については国の補助制度がございまして、これにより継続的な支援が行われているところでございます。

5ページに移りまして、5ページにはその実績をお示ししているところでございます。県では、国に対しまして、私立学校のICT環境整備に対する支援の拡充を要望しているところでございまして、引き続き制度の周知、活用を促進し、ICT環境の整備等、教育環境の整備充実を進めていくこととしているところでございます。

次に、5の耐震化への補助でございますが、学校は児童生徒等の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等にもなる施設でありますことから、耐震化の早期完了を目指すため、国においては私立学校施設の耐震化に係る耐震診断や耐震改修、耐震改築について支援を行っているところでございます。県でも、国の補助制度に対応した県単のかさ上げ補助制度を設けて支援を行うとともに、国に対しましては国庫補助制度の拡充などについて要望を行っているところでございます。

次に、6の施設の高機能化への補助制度についてでございますが、学校施設の省エネ化、空調換気設備の整備等、学校施設の高機能化につきましては国の私立高等学校等施設高機能化整備費等により支援が行われているところでございます。県では、国に対し補助対象の拡充であったり、補助率の引上げなどを要望しているところでございまして、国の令和7年度の概算要求におきましては要求額が昨年度から増額というふうな見込みとなっているところでございます。

最後に、7の私立学校の生徒の海外留学、研修、修学旅行等経費への支援についてでございますが、国においては、(1)の国費高校生留学促進事業により、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留学経費に対して、1人当たり6万円の支援を行っているところでございます。令和7年度文部科学省予算の概算要求においては、事業規模の拡充が見込まれているところでございます。また、このほかに独立行政法人日本学生支援機構が窓口となりまして、民間の寄附を原資とした返済不要の留学奨学金の支給が行われているところでございます。

説明については以上となります。

○上原康樹委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第44号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は併せて発言願います。

〔採択と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との御意見、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第45号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は併せて御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 採択との御意見、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○上原康樹委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当初に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 1点だけ。県立大学の理事長が選任されるときに、期待される効果について、学生の政治参加というのを非常に声高に皆さん方は言ったのです。それに対する結果はどうなっているのか。あれだけ県議会で他の党派も含めて、月額33万円もプラスした状況については、数値化して、県民に税金で賄われた部分については効果が出ているかどうかというのはきちんと示さなければならない。あなた方の責任だと思っけれども、それに対する答えを出してください。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学学生の政治参加についてでございます。県立大学の

学生に限っての政治参加の投票率については把握していないところでございますけれども、全国的な課題でもある若年層の投票率につきまして、本県では全体の投票率が伸び悩む中、令和元年度以降、10代から20代の投票率は増加傾向にあり、これは県、市町村の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会が実施する学校での啓発事業であったり、地道な取り組みによる成果が徐々に表れているものと伺っているところでございます。

県立大学におきましても、理事長は明るい選挙推進協議会委員である県立大学の教員とともに、若年層の政治への関心を高める取り組みを行う学生団体V o t e r s の発足や活動を支援しまして、当該団体による大学の内外で行った啓発活動が令和5年1月には総務大臣表彰を受賞したほか、大学の学内誌を活用した期日前投票の呼びかけであったり、啓発事業、模擬投票などの実施が行われているところでございます。こうした取り組みも全県の若年層の投票率の向上につながっているものと認識しておりまして、具体的な数字を申し上げますと、就任前の令和元年知事選と比較いたしまして、従来の投票率37.85%から令和5年の知事選は41.39%と3.54ポイント増加、20代の投票率29.34%から令和5年知事選では34.3%と4.96ポイント増加していると伺っているところでございます。

○飯澤匡委員 今のは県立大学の数字なのですか。県立大学の数字なのかと聞いているの。質問をきちんと捉えて答えてください。

○安齊学事振興課総括課長 ただいま答弁差し上げたのは、岩手県全体の数値でございます。県立大学の学生の投票率の把握でございますけれども、学生の投票の有無について大学として学生全員に調査をかけるというのは、政治信条の自由に抵触しないかどうかとか、また任意の無記名アンケートでは正確な数値が把握できないというところもありますので、この場で私からその調査を実施するしないについて御答弁差し上げるのが難しいところかと捉えております。今飯澤匡委員から御質問のあった件につきましては、大学にしっかりと伝えさせていただきたいと思っております。

○飯澤匡委員 理事長はもう退任されたけれども、選挙管理委員会の委員もやっていたわけですか。あれはすったもんだして、過去にない投票で決まったという状況で。それで、あなた方は、学生の政治参加について大いに期待できると。でも、これきちんとした数字で押さえておかないと、県の税金で出しているわけだから、プラスして。それについてきちんと把握する努力しなければならないのではないのですか、あなた方は。政治信条に関わる云々というのは理解できないわけではないけれども、いろいろな方法があるのではないのですか。やはり監督する立場にあるあなた方は、あれだけ議会で議論になっているのだから、胸張って言ったのではないのですか、期待できると。それをきちんと数字で押さえておかなければだめだと思うのですが、いかがですか。

○安齊学事振興課総括課長 理事長が選挙管理委員に選任された際の議論でございますが、常任委員会、本会議等、県議会の場における答弁において、県立大学生の投票率に関する記録を現時点で私自身まだ把握できておりませんので、大変恐縮でございますけれども、現理事長の以前にも県立大学理事長が選挙管理委員に選任されていた例もございます。選挙管

理委員として求められる専門的な知識のほかに、やはり県立大学生を含む若年者の投票率の向上の取り組みといったものも期待が向けられていると承知しております。

選挙管理委員に期待される役割というのは、県立大学等も含めた全県に向けての取り組みだと承知しておりますので、現に県立大学理事長と選挙管理委員としての両方の立場で、例えば全ての選挙管理委員による明るい選挙推進協議会の参画を実現したり、先ほど答弁いたしました県立大学の学生団体による全県に対する啓発活動であったり、学内における啓発活動、事業や模擬投票の実施、そして本県初となる県教育委員と選挙管理委員との意見交換を実施し、その場においては県立大学教員等と共同して小学校段階からの主権者教育の推進といったものを議題として意見交換を実施したなどの取り組みを推進してきたと伺っているところでございます。こういったことが若年層の投票率の向上にも寄与しているというところでございますし、県立大学の学生の主権者意識、投票率の向上にもつながっていると認識しているところでございます。

○飯澤匡委員 私の言っている議論とごちゃ混ぜにしないでください。それは、県立大学元理事長の高前田氏も選挙管理委員会の委員になっていた。それはそうだけれども、私が言っているのは、ずっと問題提起しているのは、学内で決めたことであるけれども、税金が月額33万円、年額400万もプラスになって、あなた方が大いに期待できることとして言ったのが県立大学の政治参加だと言っているわけだ。これに対しては数値化して、県民に説明責任が果たせる資料をちゃんとやれと。これは、当たり前のことではないですか。やっているから全体的に数字が上がった、どこに起因しているか分からないではないですか。ちゃんと納税者の意識に立った答弁をしてください。そうでなければ、これ、解決できないです。いろいろセミナーやったり、公開討論会やった、それは仕掛けたかもしれないけれども、結果がどうなのかというの、全然分からないではないですか。結果責任ですよ、これ。厳しく問われるのはそこなの。タックスペイヤーの考え方です。今までだって、高前田氏だって、その次の理事長の遠藤氏だって、それをやっているかもしれない。それと比較してどうなのかというのもきちんと押さえておかなければならないではないですか。あなた方は、やはりそこら辺の考え方が欠如して、どうしても守ってしまうから、次の県立大学理事長になった人は大変ですよ、これ、きちんとしたデータで押さえておかないと。

今日は6時までにはしておきますので、やめますけれども、いずれこれ最後の最後まで僕は徹底してやりますから、よろしくをお願いします。

○斉藤信委員 私も1点だけ。県立大学の県内就職率の状況、県内就職率を高める取り組みについて示していただきたい。

○安齊学事振興課総括課長 県立大学の県内就職の状況でございますけれども、まず過去5年間において、4学部全体で申し上げますが、令和元年度は46.9%、令和2年度41.3%、令和3年度49.6%、令和4年度42.5%、令和5年度38.3%となっております。学部別に5年間で平均を取りますと、看護学部が平均で46.2%、社会福祉学部が平均で52.7%、ソフトウェア情報学部が平均で22.9%、総合政策学部が平均で58.4%となっております。また、盛岡

短期大学部、宮古短期大学部では、おおよそ7割から6割前後で推移しているところがございます。

次に、県内就職率を高める取り組みでございますけれども、全学的な取り組みとしましては、県内企業を中心とした合同企業等説明会や県内企業の業界研究セミナーを実施し、県内企業と学生とのマッチング機会を積極的に設けているとともに、県内企業や県内自治体によるインターンシップへの学生の参加の促進を行っているほか、各学部におきましてもその特性に合わせた就職セミナー、県内企業の訪問等を実施しております。さらに、今年度新たな取り組みとして、企業の採用活動、学生の就職活動の早期化に対応するため、対象学年を拡大した学内の合同企業等セミナーを新たに開催しております。

また、ソフトウェア情報学部では、滝沢市IPUイノベーションセンターパークの企業見学、または講義を導入するなど、地元企業の魅力を知ってもらう機会を増やしている取り組みをしています。

さらに、県立大学も参画するいわて高等教育地域連携プラットフォームでは、企業が高等教育機関に求める人材育成ニーズの調査や、県内学生の県内就職に対するアンケート調査を実施したほか、県内企業の採用担当者と高等教育機関の就職支援担当者による情報交換会を開催するなど、県内就職率の向上に向けた取り組みを行っているところがございます。

○斉藤信委員 今人手不足で就職状況はかなり激しい。首都圏からの求人がふえて、大変な状況なのです。それで、令和5年度が38.3%に落ち込んでいるのです。特に看護学部が33.7%、これまでで一番最低で、実は看護学部は73.3%が県内出身者なのです。もう一つは、総合政策学部が50.5%で落ち込んでいると。これも県内出身者が75.2%、県内出身者の比率が一番高い学部で県内就職率が落ちているというのが令和5年度の特徴なので、これはその要因、背景をよくつかんで、しっかりやって、引き上げる可能性の高いところだと私は思いますので、しっかりその点の対策を取っていただきたい。いかがでしょうか。

○安齊学事振興課総括課長 今まで看護学部では、県内病院の看護部長や卒業生を招いてのキャリアセミナー、またいわて看護就職進学説明会に参加を促すなど、県内病院の魅力の理解促進に取り組んでおります。

また、総合政策学部では、岩手大学と共同で地元企業の魅力探求を行う講義を開催しているほか、県内各地でフィールドワーク等により地元企業との交流を拡大するなど、県内就職に向けた取り組みを実施しているところがございます。

斉藤信委員御指摘の点につきましては、しっかりと受け止めさせていただき、県立大学とも情報を共有しながら、取り組みを充実させていきたいと考えております。

○上原康樹委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております

閉会中の委員会についてであります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、震災・防災の学び合いスペース1ールームの取り組み等についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしということで、さよう決定しました。なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の12月の県内調査につきましては、12月25日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。